

案件概要表

1. 案件名

国名： ガーナ共和国（ガーナ）

案件名： みんなの学校：コミュニティ参加型学習改善支援プロジェクト

（“Project for Improving Learning Outcomes through Community Participation for Sustainable School for All”(COMPASS)）

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における教育セクターの開発実績（現状）と課題

ガーナ共和国では、初等教育の純就学率が89.3%（2017年）¹まで到達するなど着実に教育の量的拡大を遂げている一方で、子どもの学習成果の改善については依然重大な課題として残っている。例えば、2016年に実施されたサンプル学習状況調査（National Education Assessment：NEA）の結果によると、最低限の習熟度（minimum proficiency level）を下回った初等課程4年生の割合は算数が45%、英語が29%と報告されており、初等低学年の基礎学力の定着が喫緊の課題とされている。同国は、この背景に、学校・コミュニティ・郡の間における脆弱な教育マネジメント・システム（教育資源の適切な配置、授業時間の確保、学校交付金の管理、校長のリーダーシップの向上など）が関係していると指摘し、学校運営委員会（School Management Committee：SMC）や保護者・教員会（Parent-Teacher Association：PTA）の機能化が必要としている²。

（2）当該国における教育セクターの開発政策と本事業の位置づけ

ガーナ政府は、「ガーナ中期国家開発政策（2018-2021）」において、社会開発（産業化を担う人材育成）を主要政策の一つに位置付けている。また、2018年に改定された「教育戦略計画」（Education Strategic Plan：ESP 2018-2030）では、政策目標の一つに「教育マネジメントの改善」を掲げ、学校レベルの教育マネジメントの改善にはコミュニティのより生産的な参画が必要としている。同国では教育サービスの実施運営を地方へ移譲していく地方分権化の方向性が2008年の教育法に明記されたことを契機として、地方分権化に即した郡・学校レベルの教育マネジメントの強化が求められている。

以上を踏まえ、本事業は、脆弱な教育行財政のなかでコミュニティ参加型の

¹ Ministry of Education, Report on Basic Statistics and Planning Parameters for Basic Education in Ghana 2017/2018

² ガーナ国教育戦略計画 Education Strategic Plan（2018-2030）

学校運営の改善を通じて、子どもの学習成果の改善を目指すものである。

(3) 教育セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

本事業は、2015年9月に国連持続可能サミットで採択された教育分野の国際目標である「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」(SDGゴール4)、及び、第7回アフリカ開発会議(TICAD 7)(2019年8月)にて示された横浜行動計画の目標である「質の高い教育の提供」に合致する案件である。

我が国は、対ガーナ国別援助方針(2012年4月)において、「保健・理数科教育」を重点分野として掲げており、教育行政の運営改善など、包括的な学習環境の改善に資する支援を行う方針である。

これまでJICAは、2000年から2018年にかけて、ガーナ教育サービス(Ghana Education Service: GES)を主なC/Pとして、「小中学校理数科教育改善計画(2000年~2005年)」、「現職教員研修政策実施支援計画プロジェクト(2005年~2008年)」、「現職教員運営管理能力強化プロジェクト(2009年~2013年)」、「初中等教員の資質向上・管理政策制度化支援プロジェクト(2014年~2018年)」を通じ、現職教員再訓練(In-Service Training: INSET)の制度・体制構築及びそれを促進する人事制度の構築を行うと共に、理数科教育やINSET等の課題別研修やJICAボランティアの派遣等を通じ、理数科教育の質の向上に取り組んできた。その結果、理数科教育における教員の授業指導力に関しては改善が見られた。

他方、上記の支援を行う過程において、ガーナにおける地方分権の進展とそれによる中央政府から学校レベルまでを含む教育マネジメント強化のニーズが高まってきた。つまり、教員の指導力向上を児童・生徒の学力向上に着実につなげるために、上記の現職教員研修にとどまらない総合的なアプローチが必要となった。このため、2010年から2019年にかけて、個別専門家「教育セクター地方分権化支援アドバイザー」を派遣し、地方分権化が進む中央-州-郡-学校レベルの教育マネジメント強化を支援した。特に2017年以降は、仏語圏アフリカで展開している「みんなの学校」プロジェクトのアプローチを初めて英語圏のガーナでパイロットとして導入し、コミュニティ・学校・行政の協働と情報共有を通じた、学校運営の改善及び算数ドリルを用いた補習活動に取り組んだ。パイロット活動の評価の結果、学校運営委員会(SMC)の機能化と子どもの基礎学力の改善が確認され、ガーナ教育省関係者及び世界銀行を中心とする開発パートナー機関から高い成果が認められた。これを受け、本プロジェクトでより広域にスケールアップし、世界銀行主導の基礎教育改善プログラムとの連携も検討されるようになった。

(4) 他の援助機関の対応

世界銀行は 2019 年から 2024 年にかけて、「学習成果のためのアカウントビリティ強化プロジェクト」(Ghana Accountability for Learning Outcomes Project : GALOP) を実施し、基礎教育分野における子どもの学習成果の改善と学校環境の改善に取り組む予定である。また、USAID は 2014 年から 2019 年にかけて、就学前から初等 2 年生までの読み書き・計算能力向上のためのプロジェクト (Partnership for Learning) を実施しており、補習活動を通じて、読み書き(現地語)を中心に、算数の強化にも取り組んでいる。加えて、UNICEF は 2019 年まで、読み書き(英語)・計算能力の改善とアカウントビリティの強化を目指したプロジェクト (Strengthening Teacher Accountability to Reach All Students, STARS Project) を実施している。なお、援助機関間の調整は、主に毎月行われる定例会において図られている。

3. 事業概要

(1) 事業目的(協力プログラムにおける位置づけを含む)

本事業は、対象 3 州において、コミュニティと学校の協働を通じた初等レベルの子どもの学習成果の改善に資するモデルの開発と普及のメカニズムを構築することにより、当該モデルの他州への展開の準備を図り、もって子どもの学習成果の改善に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

プロジェクト実施チームと専門家執務：首都アクラ

対象州：(第 1 対象州) ボルタ州、オチ州、(第 2 対象州) イースタン州

対象州選定理由：先行案件である個別専門家「教育セクター地方分権化支援アドバイザー」パイロット活動の対象州であり、当該案件のアセットを活用した着実なモデル開発及びその普及の準備を行うため。

(3) 本事業の裨益者(ターゲットグループ)

直接受益者：

- ・ 小学校：3,397 校 (ボルタ州・オチ州：1,574 校、イースタン州：1,823 校。なお、就学前課程の併設校を含む)
- ・ 初等 1-6 年生：約 606,470 人 (ボルタ州・オチ州：約 295,590 人、イースタン州：約 310,880 人)
- ・ 小学校教員：23,870 人 (ボルタ州・オチ州：約 10,600 人、イースタン州：13,270 人)

・州内の郡教育事務所：51 か所（ボルタ州・オチ州：25 か所、イースタン州：26 か所）

最終受益者：ガーナ全国の児童、小学校教員

(4) 事業スケジュール（協力期間）

2020年3月～2024年3月（48カ月）

(5) 総事業費（日本側）

約6.0億円

(6) 相手国側実施機関

ガーナ教育省（全体監督機関）、ガーナ教育サービス（実施運営機関）

英文 Ministry of Education, Ghana Education Service（以下、「GES」）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣（合計約 120M/M）：総括、援助協調、コミュニティ参加型学校運営、教育開発、ICT、業務調整（必要に応じてその他の分野）
- ② 機材供与：車両、コンピューター、プリンター等
- ③ 第三国研修及び本邦研修（必要に応じて）：住民参加型学校運営に関する分野等
- ④ ローカルコスト：プロジェクトスタッフの雇用、調査・研修委託等

2) ガーナ側

- ① カウンターパートの配置：(6)に記載のGESにプロジェクト実施チーム（Project Operation Team）を設置
- ② 教育省・GES内のプロジェクトオフィスの提供
- ③ 教育省・GESによるプロジェクト運営に係るローカルコスト（プロジェクトオフィス運営・維持管理費等）

(8) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

2. (2) 記載の通り、これまでに以下の技術協力等を実施し、初等教育における教育の質改善に取り組んできた。本件は、これらの協力を通じて開発・改善されている住民参加型の学校運営モデルとガーナ側との信頼関係を最大限に活用し、事業の効率化及びインパクト拡大を目指す。

<技術協力>

- ① 現職教員研修政策実施支援計画プロジェクト (2005-2008)
 - ② 現職教員研修運営管理能力強化プロジェクト (2009-2012)
 - ③ 初中等教員の資質向上・管理政策制度化支援プロジェクト (2014-2018)
 - ④ 個別専門家「教育セクター地方分権化支援アドバイザー」(2010-2019)
 - ⑤ プロジェクト研究「アフリカ地域におけるコミュニティ参加を通じた「子どもの学びの改善」モデルの開発・スケールアップ」(2019-2022)
- ※⑤はガーナ以外の国も含めた広域案件

<無償>

- ⑥ コミュニティ開発支援無償 「基礎教育機会改善計画」(2010-2014)

2) 他援助機関等の援助活動

2. (3) 記載の世界銀行の GALOP の学校運営委員会の機能強化のコンポーネントにおいて、本事業で強化されるコミュニティ協働型教育改善モデルが活用されることが約束されており、当該事業が対象とする全国約 10,000 の学校（本事業との重複はなし）に展開される予定である。

(9) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

- ① カテゴリ分類 (A,B,C を記載) C
- ② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年公布) に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため。

2) 横断的事項：特になし

3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】GI (S) ジェンダー活動統合案件

<活動内容/分類理由>

- ・ジェンダー視点に立った学校運営を行うことをプロジェクトの方針として、業務指示書に明記する。
- ・サンプル学習状況調査 (NEA) の結果を男女別データにて分析し、男女格差を把握する。
- ・対象コミュニティのジェンダー状況・ニーズについて調査・分析し、意思決定への女性の参画を阻害する要因がある場合、もしくは意思決

定への参加状況に男女格差がみられる場合には、学校運営に係る議論へのコミュニティからの参加や学校運営委員の選出について、女性の参画を確保・促進する方針をとり工夫を行う。

- ・成果 2 算数学習成果改善に向けた活動内容の検討に際しては、STEM分野における女子教育推進の観点から、女子の自信やモチベーションの向上、不安に係るニーズへの対応について検討する。

(10) その他特記事項：特になし

4. 協力の枠組み

(1) 上位目標：

他州において、コミュニティと学校の協働を通じて初等レベルの子どもの学習成果の改善に資するモデルが普及される。(普及対象州はプロジェクト終了時までに公式活動計画にて明記される予定)

<指標>

1. 普及対象州の X%以上の学校が、住民総会を通じた参加型方法により、学校活動計画 (SPIP) を策定する。
2. 普及対象州の X%以上の学校が、SPIP で計画された活動の X%以上を実施する。
3. 普及対象州の X%以上の学校が、SPIP で計画された学習の質に焦点を置いた活動 (learning-oriented activities) を実施する。

(2) プロジェクト目標：

コミュニティと学校の協働を通じて初等レベルの子どもの学習成果の改善に資するモデルを普及展開する準備が整う。

<指標>

1. 教育省とガーナ教育サービス (GES) によって、改良された学習改善モデルが承認される。
2. 他州への普及展開のための予算及び実施体制を含む活動計画が GES によって策定される。

(3) 成果

成果 1：住民参加を通じた学校運営モデルが改善される。

成果 2：初等算数の子どもの学習成果が改善される。

成果 3：郡と学校間の SMC モニタリングシステムが強化される。

成果 4：モデルの普及可能性向上のための改善サイクルが実施される。

(4) 活動

- (1-1) 教育省及びガーナ教育サービス (GES) 関係者を対象に、コミュニティ参加型学校運営を通じた学習成果改善活動にかかる経験共有セミナーを開催する
- (1-2) 学校運営委員会 (SMC) の民主的設立、学校活動計画 (SPIP) 作成、財務管理及び内部モニタリングの活動枠組み (実施手順と研修マニュアル) を策定する
- (1-3) 州・郡教育事務所関係者を対象に、SMC の民主的設立に関する講師研修を実施する
- (1-4) 校長を対象に、SMC の民主的設立に関する研修を実施する
- (1-5) 州・郡教育事務所関係者を対象に、学習の質に焦点を当てた SPIP 策定、財務管理及び内部モニタリングに関する講師研修を実施する
- (1-6) 校長及び SMC 関係者を対象に、学習の質に焦点を当てた SPIP 策定、財務管理及び内部モニタリングに関する研修を実施する
- (1-7) 教育のアクセス、質、ガバナンスの向上を目指した郡教育フォーラムを実施する

- (2-1) SMC が支援する初等算数の学習成果の改善に直接効果のある活動にかかる枠組み (実施手順と研修マニュアル) を策定する
- (2-2) 教材を作成する
- (2-3) ベースライン調査を実施する
- (2-4) 州・郡教育事務所関係者を対象に、補習活動を含む学習成果の改善に直接効果のある活動の実施にかかる講師研修を実施する
- (2-5) 校長及び学習支援者を対象に、補習活動を含む学習成果改善活動の実施にかかる研修を実施する
- (2-6) エンドライン調査を実施し、活動の成果をとりまとめる

- (3-1) 郡レベルの SMC モニタリングの枠組み (実施手順と研修マニュアル) を策定する
- (3-2) 郡教育事務所を対象に、SMC モニタリング (モニタリングの仕組み、実施手順・ツール、技術助言の提供) に関する研修を実施する。
- (3-3) SMC の連合構築にかかる枠組み (実施手順と研修マニュアル) を策定する

- (3-4) SMC の連合構築を担当する執行部を対象に、SMC の連合構築にかかる講師研修を実施する
- (3-5) SMC 代表者を対象に、SMC の連合を活用した定期会合にかかる研修を実施する

- (4-1) 第 1 対象州の経験・教訓を取りまとめる。
- (4-2) 第 1 対象州の経験共有及びプロジェクトのモデル改良を目的としたワークショップを実施する
- (4-3) 第 2 対象州にて、成果 1、成果 2、成果 3 の活動を実施する
- (4-4) 参加型学校運営を通じた学習成果の改善モデルの普及可能性にかかる評価を実施する
- (4-5) コミュニティと学校の協働を通じて初等レベルの子どもの学習成果の改善に資するモデルの承認にかかるワークショップを実施する

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

地方分権型学校運営にかかる政策が存在する。

(2) 外部条件（リスクコントロール）

- ・地方分権型学校運営にかかる政策が維持される。
- ・学校運営委員会を全体監理する部署の機能が維持される。
- ・研修を受けた SMC 委員が任期を満了するまで離任しない。
- ・プロジェクト活動を妨害する程度まで社会治安が悪化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

ニジェール「住民参加型学校運営改善計画（みんなの学校プロジェクト）フェーズ II」（評価年度 2018 年）の教訓では、教育省の省令発行を通じた明確な制度的枠組みの構築により、モニタリングシステムが機能化したことが、事業効果の継続・持続性の確保につながった。本事業では、事業効果の継続・持続性確保の観点から、モニタリングシステムの確立・機能化に向け、ガーナにおける制度的枠組みに取り込まれるよう、モデルが先方政府により承認されることをプロジェクト計画に反映させた。

7. 評価結果

本事業は、ガーナの基礎教育開発政策、開発ニーズ、我が国の援助政策と十分に合致しており、SDGs ゴール 4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教

育を提供し、生涯学習の機会を促進する」に貢献すると考えられ、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価計画

- ・ 事業開始から約3か月後：ベースライン調査
- ・ 事業終了前 約1年以内：エンドライン調査
- ・ 事業終了3年後：事後評価調査

9. 広報計画

(1) 当該案件の広報上の特徴

1) 相手国にとっての特徴

ガーナでは、学校での学習環境が必ずしも十分に整備されていない状況を改善するため、分権型、参加型学校運営を政策として定め、教育の質向上を目指している。本プロジェクトは、これまでの JICA みんなの学校案件群における知見を活かし、住民、学校、行政などの関係者の信頼を醸成しながら、すべての子どもがより質の高い教育を受けることのできる学習環境づくりを支援している特徴がある。ガーナが推し進める住民参加型学校運営について、絵に描いた餅ではなく、実際に機能する学校運営とするため、政策策定・システムづくりを支援する。

2) 日本にとっての特徴

日本が、西アフリカ地域で実践している地域住民自身の力によって学校運営改善を実践したボトムアップアプローチの事業経験を効果的に活用し、アフリカ地域においてグローバルに事業を展開する好事例である。また、世界銀行との連携も予定しており、ドナー連携の観点からも好事例である。

(2) 広報計画

同案件開始時のプレスリリース、地元メディアへの情報提供などを通じ、積極的な情報発信を行う。

案件概要表

1. 案件名

国名：ガーナ共和国

案件名：和名 母子手帳を通じた母子継続ケア改善プロジェクト

英名 Project for Improving Continuum of Care for Mothers and Children through the

Introduction of Combined MCH Record Book

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における保健セクターの開発実績(現状)と課題

ガーナでは、2015 年を達成期限としたミレニアム開発目標達成への取り組みの結果、母親と子どもの健康状況に緩やかな改善がみられたものの、新生児死亡率は 29 (出生 1000 対)、5 歳未満児死亡率は 60 (出生 1000 対) (the 2014 Ghana Demographic and Health Survey (2014 GDHS))、妊産婦死亡率は 319 (出生 10 万対) (the Maternal Mortality Estimation Inter-Agency Group (MMEIG))にとどまっている。特に、施設ベースの妊産婦死亡率は 142 から 150 (出生 10 万対)へ、新生児死亡率は 5.34 から 6.28 (出生 1000 対)へと指標が 2016 年から 2017 年にかけて悪化していることが明らかになり、2017 年 4 月開催のヘルスサミットでは、さらなる健康改善に向け、保健サービスの質の改善が喫緊の課題として提唱された。また、経済成長とともに保健状況やサービスへのアクセスの地域間格差が課題となり、保健サービスを利用できていない脆弱層を無くすよう母子保健向上のための協力を推進する必要がある。

(2) 当該国における保健セクターの開発政策と本事業の位置づけ

ガーナ政府は、1999 年に国家政策として「Community-based Health Planning and Services (CHPS)」政策を策定し、これに基づき、プライマリ・ヘルス・ケアを基本とした地域保健サービスを推進していくこととしている。また、同国政府は、中期国家開発政策「Ghana Shared Growth and Development Agenda II (GSGDA II) 2014-2017」において、保健を重点分野の一つと位置づけ、国家保健セクター中期開発計画「The Health Sector Medium Term Development Plan (HSMTDP) 2014-2017」では、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成を見据えて、保健サービスアクセス是正、持続的な保健財政、保健システムのマネジメント強化、保健サービスの質の向上、MDG 達成・成果維持を可能にする中央レベルの能力強化、非感染性疾患の対策強化の 6 つの戦略を定めた。具体的に 2015 年には保健財政戦略策定、2016 年には保健サービスの質とサービスへのアクセス向上を目指した新しい CHPS ガイドライン策定等の動きにみられるように、UHC に向けた積極的な取り組み

がなされている。

一方、我が国は、「国際保健政策 2011-2015」に沿ってガーナをパイロット国とした「EMBRACE(Ensure Mothers and Babies' Regular Access to Care)実施研究」(2012-2016年)を実施した結果、母子保健サービスの改善や、受益者がサービスをより積極的に受けに行けるような能力強化等を通じた母子継続ケアの強化による母親と子どもの健康改善が明らかになった。今後 EMBRACE の研究成果を踏まえ、妊娠期から出産を経て子どもの健全な成長を推進する母子手帳を本事業によって展開し、全国における保健サービスの改善、ひいては母子の健康改善の実現につながることを期待されている。更に母子手帳を活用して質の高い包括的な母子継続ケアを実現させるため、母と子一人ひとりの状況に応じた継続的な保健指導や栄養指導の強化や啓発教材の開発なども行う。

また、本事業は研究の実践への適用から政策の実現にもつながると期待されている。具体的には、本事業が、母子保健関連のグローバルポリシーである The Global Strategy for Women's Children's and Adolescents' Health(2016-2030)を始め、Every Newborn Action Plan (ENAP)や母子手帳の国際指針策定の動き¹、並びに当該国において改訂中の Child Health Policy 等を後押しすることとなる他、当該国の新保健プログラム構想における UHC 達成にも貢献すると考えられる。

(3) 保健セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国の「対ガーナ国別援助方針(2013年)」において保健は援助重点分野として位置づけられ、2016年8月の TICAD VI 開催時の二国間首脳会談において、日本政府はガーナを UHC 重点支援国に選定する旨を表明している。本事業は、母子手帳を全国に導入し、母子手帳を持続的に活用するための仕組みづくりや、活用促進のためのサービス提供者と利用者への能力強化を含む様々な働きかけを通じて、より多くの母子が質の高い母子保健サービスを受診し、母子継続ケアが強化されることを目指すものである。

従って、本事業は、脆弱層をも含めた全ての母子を対象とする支援により、「平和と健康のための基本方針」(2015年9月)、「国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン」(2016年5月)において掲げられた「誰一人取り残さない UHC の実現」に貢献するものであり、ひいては住民側が自主的に健康管理を行うエンパワメントの向上にもつながる。これは、ガーナで喫緊の課題である妊産婦及び乳幼児の死亡率低下に向けた支援を優先的に行うという我が国の方針にも合致する。

また、ジャパンプランドである母子手帳は、グローバルスタンダードツールとしての国際的理解も進んでいるという特色を持つ。G7 伊勢志摩ビジョンにおいて、母子手

¹第10回母子手帳国際会議(2016年11月)では、世界保健機関(WHO)と JICA が連携し、母子手帳の国際指針の策定を発表。

帳の重要性が着目され、母子手帳は家族向けの手引きを含む費用対効果の高い健康記録であると明示されており、本事業で実施する母子手帳の普及を通じた予防的介入が保健財政の適正化を図るという点においても持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs) 目標 3「すべての人に健康と福祉を」、特に UHC への貢献が期待できる。

更に、当該国での JICA が実施している技術協力プロジェクト「北部 3 州におけるライフコースアプローチに基づく地域保健医療サービス強化プロジェクト」(2017 年 7 月より開始)は、CHPS を核とした住民主体による地域保健システムを通じて生涯にわたる健康改善に取り組む母子手帳は、母親や家族が必要な健康情報を記録し、自身や家族の健康改善を促して健康改善に向けた意思決定を主体的に行うことができるようにする役割を担うことから、本事業は同事業との相乗効果が期待される。

(4) 他の援助機関の対応

USAID はノーザン州を含む 5 州で保健システム強化に係る支援、世界銀行はローンとグラントによる CHPS に係る支援、DFID は CHPS への財政支援を実施している (2017 年 8 月時点)。UNICEF は栄養と新生児ケア、UNFPA はリプロダクティブヘルスの分野の援助を実施している。母子手帳に関連するドナーは、母子手帳の作成が開始された 2016 年 4 月より、ステークホルダー会議での議論を通じ、母子手帳の基本コンセプト、ワークプラン等に合意している。作成中の母子手帳には、WHO、UNICEF など専門機関からのアドバイスが反映されている。本事業実施により、これら母子手帳を持続的に活用するための仕組みづくりに向けた関係機関間のパートナーシップがより一層強化されるものと期待される。

3. 事業概要

(1) 事業目的 (協力プログラムにおける位置づけを含む)

本事業は、全国を対象とする母子手帳の配布と活用法の訓練、母子手帳の制度化による現存の保健サービスへの統合及び 6 郡の重点地域を対象とする母子手帳を有効活用するためのヘルスワーカーと母親の能力強化を通じて、より多くの母子が質の高い母子保健サービスを利用することを図り、もってより多くの母子が妊娠中から出産後に至るまでの母子継続ケアを完了²することに寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

母子手帳の配布、活用法の訓練等は全国の保健サービス施設を対象とするが、一部、母子手帳を通じたヘルスワーカーと母親の能力強化に向けた研修について

² 母子継続ケア「完了」とは：サービス受益者のエンパワメント向上を図る仕組みづくりを通じて、各種母子保健サービス (産前健診 4 回以上、助産専門技能者介助による出産、産後健診 3 回) の機会提供・利用への意識が向上し、これら全てを完了する政府行動並びに住民行動が定着すること。

は、6 郡(プロジェクト開始後に選定)を重点地域として標準教材、研修手法を確立させることで合意している。全国展開の進捗、重点地区での好事例や教訓の共有は、年次総会や現場視察を行うことで全国への波及を狙う。

注)重点 6 郡(プロジェクト開始後に選定)。

(3)本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者:①保健省及びガーナヘルスサービス、各州・郡保健局の職員(約 1,000 人)、②母子保健を担当する医療従事者(約 5,300 人)

最終受益者:妊産婦及び母親及び 5 歳以下の子どもを想定。

(4)事業スケジュール(協力期間)

2017 年 12 月から 2020 年 12 月を予定(計 36 カ月)

(5)総事業費(日本側)

約 5.4 億円(暫定値)

(6)相手国側実施機関

ガーナヘルスサービス(Ghana Health Service:GHS)総裁(プロジェクトダイレクター)、GHS 家族健康局長(プロジェクトマネージャー)

※なお、先方保健省は「監督機関」として事業実施の責任を持ち、プロジェクトの運営や母子手帳の制度化に関わる。

(7)投入(インプット)

1)日本側

- 専門家(長期日本人専門家 4 名:母子保健、母子栄養、地域保健、業務調整、短期 5 名(総括、インパクト評価(IE)、保健財政、保健情報システム、母子保健関連法規を想定))(総計 158M/M)(暫定値)
- 機材供与(身長計、体重計、血圧計等母子手帳の訓練用資機材、プロジェクト車輛、プロジェクトオフィス用資機材/母子手帳印刷・配布経費の一部)
- 研修等(第三国研修、国際会議)
- プロジェクト運営に必要な経費

2)ガーナ国側

- カウンターパート配置
- 母子手帳印刷・配布にかかる経費
- プロジェクトオフィス及び付帯設備・家具、水道光熱費
- プロジェクト運営に必要な現地経費

(8)環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1)環境に対する影響/用地取得・住民移転

① カテゴリ分類(A,B,C を記載):C

② カテゴリ分類の根拠: 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、カテゴリCに該当する。

2) ジェンダー平等推進・平和構築・貧困削減: 本事業は「女性を主な裨益対象とする案件」に分類

統合版母子健康手帳は、主に社会的弱者と位置づけられる母子を主な対象としており、手帳の普及により母親自身が自分や子どもの受診につき意思決定することを促し妊産婦健診等の受診率の向上が見込まれる。また、手帳の中で、安全な母性保護や育児にかかる男性の主体的な参加を促している。

3) その他: 特になし

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

- ・「貧困削減戦略支援無償(保健)」(2011～)
- ・ガーナ国「アッパーウエスト州地域保健機能を活用した妊産婦・新生児保健サービス改善プロジェクト」(2011～2016)
- ・ガーナ国「EMBRACE実施研究」(2012～2016)
- ・「ガーナ国離乳期栄養強化食品事業化準備調査(BOPビジネス連携促進)」(2012～2015)
- ・ガーナ国「栄養改善にかかる情報収集確認調査」(2015～2016)
- ・ガーナ国「アッパーウエスト州地域保健施設整備計画」(2012～2016)
- ・ガーナ国「ガーナにおける感染症サーベイランス体制強化とコレラ菌・HIV等の腸管粘膜感染防御に関する研究」(2016～2021)
- ・ガーナ国「北部3州におけるライフコースアプローチ³に基づく地域保健サービス強化プロジェクト」(2017～2022)(北部3州におけるヘルスワーカーを対象とした現任訓練のパッケージに母子手帳の使用法の研修などを統合することにより重複を避けて効率的に研修を実施し、相乗効果の発現を図る。)

2) 他ドナー等の援助活動

- ・USAID/System for Health: ノーザン州、ボルタ州等5州において、CHPSコンパウンドの建設を含む保健システム強化プロジェクトを2014年から実施中。
- ・世銀: 2015年から2020年まで、Maternal and Child Health Nutrition Improvement Project(MCHNP)を通じて、北部6州における母子保健・栄養の運営費を提供。パイロットで、Community Performance-based Finance (c

³ ライフコースアプローチ: あらゆる年齢層、および、人生のあらゆる段階を重要とし、健康増進や予防保健を通して人々の健康に投資することを目的とする考え方。

PBF)への支援をアッパーイースト州、アッパーイースト州、ノーザン州で実施中。

- ・DFID:2015~2018年まで、前述の世銀のMCHNPを実施、南部の4州(ブロンアファフォ州、イースタン州、セントラル州、ウエスタン州)をカバーしている。
- ・KOICA:2016年より、アッパーイースト州にて、CHPS+プロジェクトを実施。
- ・KOFIH:ボルタ州で、CHPS コンパウンドのプロトタイプの新設支援などを実施。
- ・UNICEF:中央で、母子保健・栄養に関する政策や技術支援を行うほか、アッパーイースト州、アッパーウエスト州、ノーザン州等にて、栄養改善と新生児ケアの質の向上のための支援を実施。
- ・UNFPA:アッパーウエスト州、アッパーイースト州、ノーザン州にてリプロダクティブヘルスの支援を実施。

2. (4)のとおり、技術的・財政的支援をするドナー、NGO団体との調整を踏まえてサービス提供の仕組みづくりをする必要があり、母子手帳の印刷・配布については他ドナーとも協力しつつコストシェアで実施する。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標

目標:より多くの母子が母子継続ケアを完了する

指標:母子継続ケア完了率(産前健診4回以上、助産専門技能者介助による出産、産後健診3回をすべて完了した者の率)がXX⁴%になる

2) プロジェクト目標と指標

目標:より多くの母子が質の高い母子保健サービスを利用する

指標:1. 産前健診4回以上、助産専門技能者介助による出産、第2回目産後健診(産後7日目)、乳児健診それぞれの母子保健サービス受診率がXX%になる

2. 出産後の早期授乳開始率がXX%になる

3. 6か月未満児への完全母乳育児実施率がXX%になる

4. ビタミンA剤補充完了率がXX%になる

3) 成果と指標

成果1:母子手帳が作成され全国に普及する

指標:1. 統合版母子手帳の完成品の存在

2. ユーザーガイドの存在

⁴ 未設定の数値目標である上位目標の母子保健サービス受診率(XX)、及び、プロジェクト目標と成果の指標のうち未設定の各数値目標(XX)については、ベースライン調査の結果を基に追記される。なお、ベースライン値は2018年2月をめぐりに明らかになる予定。

3. 母子手帳の配布率が XX%になる
4. 州・郡にて育成された母子手帳研修講師の数が XX になる

成果 2: 母子手帳を有効活用するためのヘルスワーカーと母親の能力が強化される

指標: 1. 栄養クリニック、患者中心サービス、BCC の研修パッケージの標準版の完成

2. 上記の母子保健サービスの訓練を受講して母子手帳を活用する能力が強化されたヘル

スワーカーの率が XX%になる

3. 母子手帳の保持率が XX%になる

成果 3: 母子手帳が制度化され現存の保健サービスに統合される

指標: 1. マネジメントガイド完成品の存在

2. 国家母子手帳調達中期計画の存在

3. 入学時の審査に母子手帳を活用する学校の数が XX になる

4) 活動

0. プロジェクト実施管理

0-1. ベースライン/エンドラインデータを収集する

0-2. プロジェクトの進捗を定期的にモニタリングする

0-3. モニタリングの結果を保健省に共有し必要があればプロジェクトのアプローチを修正する

0-4. プロジェクトの評価報告書を作成し、保健省がレビューする

成果 1. 母子手帳が作成され全国に普及する

1-1. 母子手帳を作成し国の標準ホームベースレコードとして認定する

1-2. パイロットテストを実施し結果を分析する

1-3. 全国展開に向け母子手帳の調達計画を策定する

1-4. ユーザーガイドと訓練用教材を作成する

1-5. 国家ファシリテーターが州ファシリテーターの養成(TOT)を行う

1-6. 州ファシリテーターが郡ファシリテーターの養成(TOT)を行い、10 州でモニタリングとフォローアップを実施する

1-7. 州ファシリテーターが州病院や教育病院のヘルスワーカーへの訓練を行い、フォローアップを実施する

1-8. 州ファシリテーターが 10 州において州を対象とした母子手帳の説明会を行う

1-9. 重点 6 郡で、郡ファシリテーターが郡を対象とした母子手帳の説明会を行う

1-10. 重点 6 郡で、郡ファシリテーターがヘルスワーカーへの訓練を行い、フォ

ローアップを実施する

- 1-11. 母子手帳を印刷し全国に配布する
- 1-12. 母子手帳を活用したサービスの提供に必要な機材を 1 州を対象に調達する
- 1-13. 母子手帳の啓発のためにメディア・キャンペーンを実施する

成果 2. 母子手帳を有効に活用するためのヘルスワーカー、母親の能力が強化される

- 2-1. 訓練の前後に、重点郡の迅速調査を実施する
- 2-2. 栄養クリニック、患者中心のサービス、行動変容コミュニケーションの訓練教材を国家標準として開発する
- 2-3. ヘルスワーカーと母親に向けた行動変容コミュニケーションのための教材を開発する
- 2-4. 国家ファシリテーターが州・郡のファシリテーターを養成する
- 2-5. 重点 6 郡で、郡のファシリテーターがヘルスワーカーを訓練する
- 2-6. 重点 6 郡で、郡のヘルスワーカーが説明会を実施する
- 2-7. ヘルスワーカーが母親へ栄養クリニック、患者中心のサービス、行動変容コミュニケーション等のサービスを提供する
- 2-8. 選択された保健医療施設で、コーチングの手法を用いてモニタリングを実施する
- 2-9. 年次パフォーマンスレビューで、国全体の母子手帳普及のレビューを行う

成果 3. 母子手帳が制度化され通常保健サービスに統合されることで持続性が強化される

- 3-1. GHS と州保健局において母子手帳のフォーカル・パーソン(または担当者)を任命する
- 3-2. GHS が DHIMS を用いて、母子継続ケア完了率、母子手帳の配布率、所持率をモニターできるようにする
- 3-3. マネジメントガイドを作成する
- 3-4. 母子保健政策に関するセミナーを実施する
- 3-5. 母子手帳の国家中期調達計画の策定を支援する
- 3-6. 既存の関係者調整メカニズムから最も適切なメカニズムを特定する
- 3-7. GHS が保健省に対し、教育病院、ガーナキリスト教保健教会(CHAG)、民間医療施設を含むすべての保健施設で母子手帳が利用されるように働きかける
- 3-8. 保健省と GHS は母子手帳の研修がヘルスワーカーの卒前研修に組み込まれるように働きかける

3-9. 母子手帳の持続性を担保するため、国家健康保険協会(NHIA)、教育省、郡議会他の関係者の効果的な協力を呼びかける

3-10. 国際会議やアフリカ地域会議に参加し、母子手帳普及の経験を共有する

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ① 母子手帳を導入するという計画が変更しない。
- ② 母子手帳を印刷、配布、活用、モニタリングするための予算が確保される。

(2) 外部条件(リスクコントロール)

- ① 個人世帯が母子保健サービスを利用する際の経済的負担が増えない。
- ② 助産師／地域保健師が適切に保健医療施設に配置される。
- ③ C/P である GHS 担当局職員配置体制が維持され、大幅な離職が起こらない。
- ④ 感染症の流行や自然災害などが発生しない。

6. 評価結果

本事業は、ガーナ国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、持続可能な開発目標(SDGs)3.1 及び 3.2 にも貢献するものである。また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

母子継続ケア推進の有効な介入を探るため 2012 年 6 月から 2016 年 3 月にかけて JICA が実施した「EMBRACE 実施研究」では、母親に母子継続ケアの重要性を伝え受診を喚起する CoC カードの導入により、母親や住民が母子継続ケア(CoC)の重要性を理解することができるようになった。また分娩後の施設待機や家庭訪問による産後健診の促進などの介入の結果、CoC 完了率(産前健診 4 回、施設分娩、産後健診 3 回をすべて受診する率)が 8%から 50%に改善した。また、アッパーウェスト州では、技術協力プロジェクト「アッパーウェスト州地域保健機能を活用した妊産婦・新生児保健サービス改善プロジェクト」(2011 年～2016 年)の取組みとして CoC のドロップアウトが最も高い産後健診の受診率を向上させるため、PNC の受診日を指定して受診を促す「PNC スタンプ」を考案、妊婦手帳に押印することで州全体での産後健診率の向上が確認されている。

また同プロジェクトでは、JOCV との意見交換・連携により、相乗効果が生まれている一方で、成果の効果的な達成のために、母子保健分野への主要ドナーである UNICEF を含めた他ドナーとの一層の連携強化の必要性が示唆されている。専門家

の着任・離任のタイミングをとらえた首都での他ドナーとの意見交換の機会の設定、JCC への他ドナーの招へいや、首都での JCC の開催を今後検討するべきとの教訓が得られた。

(2) 本事業への教訓

1. (2)のとおり、EMBRACE 実施研究の成果を現場での実践に適用し、政策の実現へと迅速に進めるべく、統合版母子手帳の作成に向けた同国政府の期待をかねてより強く受けてきた経緯がある。

従って、本事業においては、「EMBRACE(Ensure Mothers and Babies' Regular Access to Care)実施研究」で周産期ケアへのアクセス向上が実証された CoC カードや、「アッパーウェスト州地域保健機能を活用した妊産婦・新生児保健サービス改善プロジェクト」で開発され、産後健診率の向上に寄与した PNC スタンプの導入を計画し、これまで同国内で使用されてきた母手帳・子手帳に代わるものとして統合版母子手帳の導入により、母子継続ケアの向上に効果的に寄与できるようにする。そのため、本事業採択直後より本事業の方針協議と併せて、統合版母子手帳の作成支援に着手してきた。

また、同国政府は母子手帳の全国展開を計画しており、ガーナの母子保健に多大な支援をしている他ドナーの理解・協力を得なくてはならないことから、早期より他ドナーとの連携を図っていくことで、スムーズな展開ができるように成果 3 の母子手帳を持続的に活用するための仕組みづくりの活動の一つとしてプロジェクト計画に組み込む。併せて、同国での母子手帳の全国展開に関心を寄せている日本の民間企業との連携も検討されていることから、前広に計画を進めていく必要がある。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1)のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業開始～30ヶ月 インパクト評価

プロジェクトのインパクト評価のデザインは、プロジェクト開始後に短期専門家を派遣して計画を作成する予定である。その際、プロジェクト開始前の 2017 年 7 月から 2018 年 1 月まで実施中であるパイロットテスト*のデータ(安全な妊娠・出産や子どものケア等についての母親の知識、態度、行動に関するもの)をインパクト評価のベースラインデータとして活用することを想定している。また、母子手帳の配布率、保持率などの基本データは、全国配布前に通常の保健情報システム(DHIMSII)や Ghana Multiple Indicator Cluster Survey、全国家庭保健調査などで追跡できるよう、GHS に働きかけ準備する。

*注)7. (2)のとおり、方針協議期間中にプロトタイプ¹の統合版母子手帳まで準備を進めてきたころから、本事業開始に先立ち、統合版母子手帳の比較優位性を検討するためのパイロットテストを実施中。3州から6郡を選出し、3郡の介入郡(600名の母親)に統合版母子手帳を、3郡の非介入郡(600名の母親)に現行の母手帳、子手帳を配布して母子保健サービスに活用する。介入前後に6郡1200名の母親に対し委託コンサルタントチームがベースライン調査、エンドライン調査を行う計画である。この6郡1200名のデータをコホートとし、経年観察を行いインパクト評価に活用することが検討されている。

事業終了3年後 事後評価

(3)実施中モニタリング計画

年2回	JCCにおける相手国実施機関との合同レビュー
6ヶ月毎	モニタリングシートの提出
事業終了6か月前	終了前JCCにおける相手国実施機関との合同レビュー

以上

案件概要表

草の根技協（パートナー型）

2019年08月16日 現在
主管区分：国内機関主管案件
東京センター

案件名	(和) 地域と保健施設をつなぐ母子継続ケア強化プロジェクト (英) Maternal, Newborn and Child Health Promotion in Kwahu East District
対象国名	ガーナ
分野課題1	保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ガーナ共和国イースタン州コウ・イースト郡
署名日(実施合意) (*)	2016年12月09日
協力期間 (*)	2017年01月16日 ~ 2020年01月15日
相手国機関名 (*)	(和) ガーナ保健サービス (英) Ghana Health Service

プロジェクト概要

・背景

ガーナでは、特に農村部の基礎的保健サービスへのアクセスが限定されており、継続ケアの視点での妊産婦と乳幼児の健康改善において大きな課題となっている。プロジェクト対象地域となるイースタン州コウ・イースト郡では、特に保健施設へのアクセスが悪く、国際基準である最低4回の産前健診受診率は、保健省が設定した目標である85%に対して41%、医療従事者の立会いによる出産の割合は、国平均の73%（DHS 2014）に対して38%である。妊娠・出産に伴う合併症への対応の遅れ、医療従事者の立会いがない分娩など、妊産婦の健康が損なわれるリスクが高い。地域住民の認識と理解を深め、保健施設での母子保健サービスがより利用される

仕組みづくりやアウトリーチの強化などを通して、保健サービスへのアクセスを向上し、必要なサービスを適切なタイミングで受けることを可能にする支援が求められている。

・ 上位目標

対象地域における妊産婦、新生児、乳幼児の保健の状況が改善される。

・ プロジェクト目標

対象地域において、妊産婦、2歳未満児とその母親による母子保健サービスの利用が増加する。

・ 成果

1. 母子保健推進員が育成され、活動が行われる。
2. クライアントフレンドリーなサービスが提供される。
3. 母子継続ケアのための地域と保健施設の連携体制が強化される。

・ 活動

0. 全体の活動

- 0.0 プロジェクト事務所を設置する。(1年次)
- 0.1 プロジェクトスタートアップ会合を実施する。(1年次)
- 0.2 プロジェクト運営委員会(PSC)を半年ごとに開催する。
- 0.3 ジョイセフ、コウ・イースト郡保健局、コウ・イースト議会、PPAGによる1年ごとの共同モニタリングを実施する。
- 0.4 ジョイセフ、コウ・イースト郡保健局による定期モニタリングを実施する。
- 0.5 プロジェクト終了時成果会合を開催する。(3年次)
1. 母子保健推進員が育成され、活動が行われる。
 - 1.1 母子保健推進員制度理解向上・導入促進を目的として本邦研修を行う。
 - 1.2 母子保健推進員の指導者研修を行う。
 - 1.3 母子保健推進員を選定する。
 - 1.4 母子保健推進員活動キットを準備・制作する。
 - 1.5 母子保健推進員の養成研修を行う。
 - 1.6 伝統的助産師対象の母子保健推進員養成研修を行う。
 - 1.7 養成された母子保健推進員が母子保健サービス利用の促進を行う。
 - 1.8 母子保健推進員による栄養知識、男性参加の重要性なども含む保健

教育活動が実施される。

2. クライアントフレンドリーなサービスが提供される

2.1 保健医療従事者対象の 5S とクライアントフレンドリーサービス研修を実施する。

2.2 満足度調査を測る出口調査を行う（1年次と3年次）。

3. 母子継続ケアのための地域と保健施設の連携体制が強化される

3.1 活動の振り返りと計画のため、定期的に母子保健推進員の会合を行う。

3.2 母子保健サービスのアウトリーチ活動が実施される。

3.3 地域保健委員会を通し、地域の母子保健向上に向けた連携を強化する。

・投入

・日本側投入

日本人専門家の派遣

(1) プロジェクトマネージャー

(2) 現地調整員

(3) 教材制作

(4) 研修スーパーバイザー

施設・資機材

(1) プロジェクト活動に必要な資機材

運営コスト

(1) プロジェクト活動の運営経費等

・相手国側投入

カウンターパート

(1) プロジェクトディレクター（コウ・イースト郡保健局長）

(2) コウ・イースト郡保健局スタッフ

(3) プロジェクト対象地域の保健施設の保健スタッフ

(4) その他、必要に応じて日本とガーナ側で合意した人材

施設・資機材

(1) プロジェクト事務所スペースと光熱費

(2) その他必要に応じて日本とガーナ側で合意した施設と資機材

ローカルコスト

(1) プロジェクト活動の運営費等

(2) Internally Generated Fund

・ 外部条件

【プロジェクト目標】

1. ガーナ政府によってプロジェクトの成果が維持されるために必要な予算が確保され人員が配置される。
2. ガーナにおける母子保健に関する政策に大きな変更がない。
3. 母子保健サービスに必要な医療消耗品等が十分にかつ定期的に供給される。

【成果】

1. ガーナ政府が、母子保健サービス提供に対して適切に財政的、人的な支援を行う。
2. ガーナの国家母子保健プログラムと活動に重要な変更がなく、他の開発パートナーによる技術的・財政的支援に変更がない。

実施体制

・ 現地実施体制

カウンタパートはコウ・イースト郡保健局とし、郡保健局内に事務所を設け日本人専門家 1 名（プロジェクトマネージャー）、とガーナ人スタッフ 2 名のプロジェクトチームを組む。ガーナ保健サービス本部、州保健局、郡保健局、郡役所、ガーナ家族計画協会、日本人専門家からなるプロジェクト運営委員会委員会を設置し、これらの関係機関と密接に連携して事業の実施・監理を行い、また、必要な技術支援を受けることができるように体制を組む。

・ 国内支援体制 (*)

実施団体本部には本邦研修実施を含む現地活動の後方支援のために十分な経験を有する人員（母子保健推進員制度、教材制作、研修、国内調整）を配置する。

関連する援助活動

・ 我が国の援助活動

・ 他ドナーの援助活動

(* 該当する場合のみ記載)

案件概要表

個別案件（専門家）

2020年7月15日 現在
主管区分：在外事務所主管案件
ガーナ事務所
人間開発部

案件名	(和) UHC 政策アドバイザー (英) UHC Policy Advisor
対象国名	ガーナ
分野課題 1	保健医療-保健医療システム
分野課題 2	
分野課題 3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	アッパーウエスト州母子保健サービス強化プログラム
援助重点課題	保健・理数科教育
開発課題	保健
プロジェクトサイト	アクラ
署名日(実施合意) (*)	
協力期間 (*)	2018年09月1日 ~ 2019年09月13日
相手国機関名 (*)	(和) 保健省 (英) Ministry of Health

プロジェクト概要

・背景

「ガーナ国家中期開発アジェンダ II (GSGDAII) 2014-2017」に基づき作成された「保健セクター中期開発計画 (HSMTDP) 2014-2017」では、基礎的な保健サービスへの物理的・財政的なアクセスを改善し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を実現することが目標に掲げられた。

1994 年以降、地域保健計画・サービス (CHPS) 政策が UHC 実現のためのサービス面での主要戦略とされてきたが、2016 年 3 月にはこれまでに蓄積された経験を反映した形で新 CHPS 政策が公表され、同政策の推進を通じて 2030 年までに UHC を達成するという目標が宣言された。また、同政策に基づき、実施ガイドラインが策定され、今後同ガイドラインの現場での徹底が求められている。

また、2017年のヘルスサミットでは、施設ベースの妊産婦死亡率は142から150（出生十萬対）へ、同新生児死亡率は5.34から6.28（出生千対）へと、昨年に比べ悪化していることが明らかになり、コミュニティにおけるプライマリーヘルスケア（PHC）の取り組みに加え、保健医療サービスの質の改善が喫緊の課題と指摘されている。

保健財政面では、2010年のガーナの中所得国入りに伴い開発パートナーからの支援額は減少傾向にあり、保健省は厳しい財政状況に直面している。かかる状況に対応し、保健省はUHC達成に向けた取り組みを財政面からも加速させるべく、公共財政管理能力の強化や国民保険制度の改革を含む保健財政政策を2015年に策定した。また、新政権発足後、国民健康保険の未還付金の解消等に努めている。

現在、保健省は持続可能な開発目標(SDGs)及びUHC達成を踏まえ、国家保健政策の改訂及び次期保健中期開発計画(2018-2021)を策定中である他、国内資金動員戦略を策定する予定である。これらの政策や戦略の策定及び実施にあたっては、保健省傘下の関連機関と連携の上、実務レベルの経験を政策策定等に十分に反映させるのみならず、財政面においても開発パートナー及び民間企業を含む多様な関係者との連携を今まで以上に強化することが求められており、これらの活動を支援するために保健省への専門家派遣が要請された。

JICAは、保健サービス、保健財政、健康危機への準備態勢面の3つの面からUHC達成に貢献すべく、各事業を「UHC推進プログラム」として整理予定である。サービス面ではCHPSの拡大とSDG時代に適応したライフコースアプローチの推進、母子手帳の全国普及、財政面では保健セクター財政支援やCHPSビジネスプランの作成、準備態勢面では野口研を通じたサーベイランス・検査体制強化、研究協力を継続中である。今後、実施中案件間の相乗効果を図りつつより包括的な「UHC推進プログラム」を実施するためには、保健省・ガーナ保健サービス(GHS)本部レベルでの情報収集及び多様な関係機関との連携が不可欠であり、プログラム実施の面でも本アドバイザーによる支援が不可欠である。

- ・上位目標

ガーナ国内においてUHCに向けた取り組みが推進される。

- ・プロジェクト目標

1.UHC関連政策・戦略が実施される。

2.JICA の UHC 支援が効果的・効率的に形成・実施される。

・ 成果

- 1.保健省において、UHC 推進に貢献する政策・戦略が策定され、実施がモニタリング・評価される。
- 2.JICA が支援する UHC プログラム（保健サービスへのアクセス・質改善、医療保障の強化）において、ガーナ保健サービスや CHAG(Christian Health Association of Ghana)等の関係機関と連携が促進される。
- 3.ガーナの UHC に対する現状・進捗が日本、他国、関係ステークホルダーに共有される。

・ 活動

（１）UHC 政策・戦略関連

- ・ 保健政策、中期保健戦略（2018-2021）その他 UHC に関連する政策・戦略の策定、改訂、モニタリングを支援・助言する。
- ・ 持続的な開発目標（SDGs）に関連し、UHC に関するターゲットのモニタリングを支援する。
- ・ SDGs や UHC に関連し、グローバルレベルで議論されている UHC アジェンダにつき、ガーナの状況に合わせ解説する。
- ・ SDGs や UHC に関し、保健省を含めた省庁間の政策対話に必要な文書等コンテンツの作成を支援する。
- ・ 保健省政策分析ユニットに対し、人材育成を含めた技術支援を行う。

（２）サービスの質関連

- ・ 保健省質マネジメントユニットとともに、サービスの質に関する情報を収集の上課題を分析し、費用対効果の高い対応策を検討する。
- ・ National Healthcare Quality Strategy の実施につき、保健省質マネジメントユニットを支援する。

（３）保健財政

- ・ 保健省計画・予算ユニット／資金動員ユニットに対し、プレッジ会合の開催支援等を通じ国内資金の動員を支援する。また、同ユニットに対し、人材育成を含めた技術支援を行う。
- ・ 完成済 CHPS ビジネスプランの活用につき議論し、計画策定を支援する。
- ・ UHC 達成のための円借款案件形成可能性につき調査する。

（４）JICA プログラム支援

- ・サービスの質向上分野を含む新規案件の形成を支援する。
- ・実施中のプロジェクトにつき、保健省、ガーナ保健サービス、関係機関及び日本側関係者間の調整・対話促進を通じ実施を支援する。

・投入

- ・日本側投入
 - ・日本人専門家
 - ・専門家活動費
- ・相手国側投入
 - ・カウンターパート
 - ・執務スペース

・外部条件

実施体制

- ・現地実施体制
 - 保健省 政策策定・モニタリング・評価（PPME）局を拠点としつつ、GHS等保健省傘下の関連機関とも密な連携を図っていく。
- ・国内支援体制（*）

関連する援助活動

- ・我が国の援助活動
 - 1) 我が国の援助活動
 - ・2011年～2017年：地域保健政策アドバイザー（個別専門家）
 - ・2011年～2016年：アッパーウエスト州地域保健機能を活用した妊産婦・新生児保健サービス改善プロジェクト
（技術協力プロジェクト）
 - ・2017年～2022年：北部3州におけるライフコースアプローチに基づく地域保健医療サービス強化プロジェクト
（技術協力プロジェクト）
 - ・2018年～2020年：母子手帳を通じた母子継続ケア改善プロジェクト（技術協力プロジェクト）

- ・ 2018 年～：西アフリカ地域における感染症対策のための実験室技術強化（第三国研修）

- ・ 他ドナーの援助活動

(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表

国際協力機構人間開発部保健第一グループ

1. 案件名

国名： ガーナ共和国

案件名： 和名 北部3州におけるライフコースアプローチ¹に基づく地域保健医療サービス強化プロジェクト

英名 Project for Strengthening Community based Health Services focusing on the Life-Course Approach in the three Northern Regions

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における保健セクターの開発実績（現状）と課題

ガーナ共和国（以下、ガーナという）の保健セクターにおいては、母子保健、感染症等のサービスは改善されつつあり、MDG 目標値は達成しなかったものの、一定の成果をあげてきた（1990年から2013年に妊産婦死亡率は760から380（出生10万対）に低減、5歳未満児死亡率は128から78（出生千対）に低減、WHO）。近年ガーナは、社会の移行期、すなわち人口的には高齢化の進行、疾病疫学的には慢性疾患の増大やコレラ等の突発的な流行、社会経済的には低中進国への移行と政府の財政管理難、行政的には地方分権化が進んでいる。特に、開発の恩恵が届かない北部では貧困度が高く（70%）、基礎的保健サービスも他の都市部と比較し、北部州では医師1名あたりのカバー人口が約5万7千人（アクラ約4千8百人）等となっており保健サービスにおいても地域間格差が拡大しており、同地域に対する取り組みが急務とされている。また、あらゆる年齢層の健康増進や予防保健を図るライフコースアプローチを通じて、母子保健や感染症等の従来の保健課題に比して保健財政への負荷が大きい慢性疾患に対応していくことは、地域保健のみならず保健財政の観点からも重要課題となっている。

同国では、これらの課題に対し、1999年に国家政策として「Community-based Health Planning and Services（CHPS）」を策定した。これに基づき、プライマリ・ヘルス・ケアを基本とした地域保健サービスを推進していくこととしている。また、CHPS政策の実施機関であるガーナ保健サービスの計画及び実施能力の向上、地域保健サービスにおける慢性疾患や高齢化、栄養などのポスト2015開発課題対策の導入、地域住民や地方政府の参画等によるCHPS政策の推進が

¹ ライフコースアプローチ：あらゆる年齢層、および、人生のあらゆる段階を重要とし、健康増進や予防保健を通して人々の健康に投資することを目的とする考え方。

必要とされている。さらに、CHPS 政策実施に伴う知見や教訓等を州間や他州へ共有し、政策に反映させていくこと等が望まれている。

(2) 当該国における保健セクターの開発政策と本事業の位置づけ

ガーナ政府は、中期国家開発政策「Ghana Shared Growth and Development Agenda II (GSGDA II) 2014-2017」にて、保健セクターを重点分野の一つに位置づけている。それを受けて、保健セクターの中期開発計画「The Health Sector Medium Term Development Plan (HSMTDP) 2014-2017」において、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の達成を目標に、保健サービスの地理的アクセスの是正、持続的な保健財政、保健システムのマネジメント強化、非感染性疾患の対策強化等の6つの戦略を定めた。

本事業では我が国の「国際保健政策 2011-2015」でガーナがパイロット国となって実施された「EMBRACE (Ensure Mothers and Babies' Regular Access to Care) 実施研究」(2012年～2016年)の成果(母子継続ケアには、保健システムと地域社会の連携が重要であることが確認されたこと)を、ライフコースアプローチの一環として活用し、サービスへのアクセス拡大を図っていくこと、ひいてはUHCの達成に貢献することが期待されている。

(3) 保健セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

本案件は、我が国の対ガーナ国別援助方針(2012年4月)の重点分野のうち、「ガーナ北部におけるコミュニティ保健システム強化プログラム」に位置付けられる。本案件はUHC推進への貢献案件であり、「国際保健外交戦略」、「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」に続き、「TICAD VI ナイロビ宣言」では当該国はUHC推進重点国に選定され、継続してアフリカにおけるUHC推進に向けた取り組みに合致する。

これまでの支援実績は以下のとおり。

- ガーナ国「貧困削減戦略支援無償(保健)」(2011-実施中)
- ガーナ国「アッパーウエスト州地域保健機能を活用した妊産婦・新生児保健サービス改善プロジェクト」(2011-2016)
- ガーナ国「EMBRACE 実施研究」(2012-2016)及び同研究フォローアップ(実施中)
- ガーナ国「アッパーウエスト州地域保健施設整備計画」(2012-2016)
- ガーナ国「ガーナにおける感染症サーベイランス体制強化とコレラ菌・HIV等の腸管粘膜感染防御に関する研究」(2016-2021)
- ガーナ国「野口記念医学研究所先端感染症研究センター建設計画」(2016-)

(4) 他の援助機関の対応

USAID はノーザン州を含む5州で保健システム強化に係る支援、世界銀行はCHPSに係る支援、DFID はCHPSへの財政支援、KOICA はアッパーイースト

(UE)州における CHPS 政策、UNICEF は栄養と新生児ケア、UNFPA はリプロダクティブヘルスの分野で北部 3 州の支援を行っている。

3. 事業概要

(1) 事業目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）：本事業は、北部 3 州において CHPS の計画・実施能力の強化、コミュニティ活動強化、ガバナンス強化などにより、ライフコースアプローチに基づく地域保健医療サービスが強化されることを図り、もって CHPS を通したプライマリ・ヘルス・ケアのアクセスと利用が改善されることにより、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名：ガーナ国アッパーウエスト州、アッパーイースト州、ノーザン州

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：北部 3 州の保健行政官及び地域保健師

最終受益者：北部 3 州の全年齢層の住民（約 420 万人）

(4) 事業スケジュール（協力期間）：2017 年 5 月～2022 年 5 月を予定(60 カ月)

(5) 総事業費（日本側）：約 8 億円

(6) 相手国側実施機関：ガーナ保健サービス（Ghana Health Service）：総裁がプロジェクトディレクター、北部 3 州の州保健局長がプロジェクトマネージャー、政策計画モニタリング評価局(PPME)がプロジェクト調整を担当、成果に応じて家族保健局(FHD)、公衆衛生局(PHD)、臨床局(Institutional Care Division)、財務局 (FD)が関与する。

(7) 投入（インプット）

1) 日本側：

JICA 専門家（チーフアドバイザー、保健システムマネジメント/ガバナンス、地域保健/ヘルスプロモーション/IEC、地域保健/栄養/非感染性疾患、業務調整/研修管理等 総計 154M/M）、日本での研修（地域保健、栄養、保健行政等）、事務所・活動に必要な機材（基礎医療器材、研修機材、車両、オフィス家具等）、現地活動費等（ガーナ側負担事項以外のプロジェクト活動実施に必要な運営経費）

2) ガーナ国側：

カウンターパート人員（プロジェクトディレクター（ガーナ保健サービス総裁、プロジェクトマネージャー（各州保健局長：計 3 名）プロジェクトコーディネーター（ガーナ保健サービス 政策計画・モニタリング・評価局長）、事務所、運営経費、車両、機材など

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

① カテゴリ分類 (A,B,C を記載) : C

② カテゴリ分類の根拠 : 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、カテゴリCに該当する。

2) ジェンダー平等推進・平和構築・貧困削減

本事業の介入対象となる CHPS ゾーンは、妊婦健診や産後健診、上位の保健施設へのリファラルなどの母子保健医療の機能を担っている。本事業では、成果2の指標にも採用されている通り、CHPS 強化による母子保健の改善も目指している。特に、対象地域であるN州は熟練医療従事者による分娩介助率が36.4%²と極めて低い現状があり、本事業は女性の適切な保健医療サービスへのアクセスを向上し、ジェンダーの平等を促すものである。

また、地域の保健医療拠点としての役割を担う CHPS を強化することは、地域住民の健康状態の向上に寄与するものである。貧困と健康状態は相互に影響すると言われていることから、地域住民の健康状態の向上に貢献することは、間接的に貧困削減にもつながるものである。

3) その他 : 特になし

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

ガーナ国「EMBRACE実施研究」(2012~2016) 及び同研究フォローアップ(実施中) では、母子継続ケアの推進には保健システムと地域社会の連携が重要であることが確認された。本プロジェクトでは、保健システムと地域社会の連携を推進すると共に、母子継続ケアを統合したライフコースアプローチの導入・普及を図る。

2) 他ドナー等の援助活動

他ドナーの主な援助活動として以下がある。本プロジェクトでは、UE州においてCHOやヘルスチームの研修とファシリテータースーパービジョン(FSV)の研修を全郡で実施する予定であるが、USAIDやKOICAも以下のプロジェクトにおいてCHO研修を行う予定であり、相乗効果が期待できるとともに、研修内容に齟齬が発生しないよう、調整を図る。

・USAID System for Health: CHPS コンパウンドの建設を含む保健システム強化プロジェクト。ノーザン(N)州、ボルタ州などで支援

・Maternal and Child Health Nutrition Improvement Project/ 世銀: DFID と全国における母子保健・栄養の運営費を提供。パイロットで Result based Financing (RBF) を UE・アッパーウェスト(UW)・N州で実施

・Ghana Essential Health Intervention Project/KOICA : UE州のCHPSへの支援

² Ghana Demographic Health Survey 2014 Final Report

- ・ CHPS+Project / KOICA : UE 州の CHPS への支援
- ・ UNICEF : UE 州、UW 州、北部にて栄養と新生児ケアに関する支援を実施
- ・ UNFPA : UE 州、UW 州、北部にてリプロダクティブヘルスの支援を実施

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標 :

目標 : 北部 3 州において CHPS を通じたプライマリ・ヘルス・ケアのアクセスと利用が改善されることにより、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に貢献する。

指標 : 2025 年までに、北部 3 州においてより多くの住民が基準を満たした CHPS (functional CHPS) にカバーされる。³

2) プロジェクト目標と指標 :

目標 : 北部 3 州においてライフコースアプローチに基づく地域保健医療サービスが強化される。

指標 : ①基準を満たした CHPS のカバー率の向上、②CHPS 実施レベル (スコアカードによる) の向上、③ライフコースアプローチによる地域保健サービスを実施する CHPS のカバー率の向上

3) 成果

①成果 :

- 成果 1. 健康教育・住民参加促進・リファラルなどの PHC サービスを地域住民に提供する駐在地域保健師 (Community Health Officers (CHO)) 及び亜郡・郡・州の保健医療チームの国家基準に基づいた CHPS の計画及び実施の能力が強化される。
- 成果 2. CHPS のコミュニティ活動が強化される。
- 成果 3. 地元政府 (郡議会) 及び関係者による CHPS のガバナンスが強化される。
- 成果 4. ライフコースアプローチが CHPS のサービスパッケージ (ミニマムパッケージ) の中で取り込まれるようになる。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件 : なし

(2) 外部条件 (リスクコントロール) :

- ① CHPS 政策がガーナ政府の主要保健政策であり続ける。

³ 上位目標の指標は、基準を満たした CHPS にカバーされる住民 (ホームビジット数を考慮)、プロジェクト目標の指標①は、基準を満たした CHPS にカバーされるゾーン数を意味する。また、プロジェクト目標の指標②のスコアカードの項目は、ガーナ保健省が定める「基準を満たした CHPS」の基準を踏まえてプロジェクトにて設定する。

- ② 地方分権化が保健システムを滞らせずにスムーズに実施される。
- ③ 他ドナーの既存の活動形態との差異によらず計画時の活動が維持される。
- ④ ガーナ経済が、現状と比較して極度に悪化しない。
- ⑤ 想定外の疫病が流行しない。
- ⑥ 社会・政治的な安定が維持される。

6. 評価結果

本事業は、ガーナ国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致し、SDGs ゴール 3 にも貢献するもの。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

① 技術協力プロジェクト「アッパーウエスト州地域保健強化プロジェクト」(2006 年～2010 年) では、CHPS サービス提供にかかるアッパーウエスト州 GHS の組織能力強化を目的とした活動を実施した。その結果、地域保健師に対する駐在地域保健師養成研修については自立した実施体制が整ったが、ファシリテーター・スーパービジョンの実施、州レベルでの開始に遅れが見られ、早期に州レベルを巻き込む必要があったことが示唆された。

② 技術協力プロジェクト「アッパーウエスト州地域保健機能を活用した妊産婦・新生児保健サービス改善プロジェクト」(2011 年～2016 年) の教訓では、ファシリテーター・スーパービジョンに係る予算の確保難からプロジェクトの 4 年次の前後で同活動が停滞したが、同活動に係る概算費用内訳をプロジェクトから先方に示し、予算確保に向けた努力を JCC 等で繰り返し促した結果、プロジェクト最終年次には先方の自助努力により同予算確保の目処が立った。

(2) 本事業への教訓

本プロジェクトにおいては、ファシリテーター・スーパービジョンに関する能力強化を実施する場合に相当することから、先方の予算確保難から同活動の実施遅延が発生しないよう、合同調整委員会にて、プロジェクトから同活動に係る概算費用を示すと共に、同予算確保に向けて先方関係者間の協議を促すことをプロジェクト計画に反映させた。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業開始 6 か月以内 ベースライン調査、事業終了 3 年度 事後評価

案件概要表

個別案件(第三国研修)	2020年7月15日 現在 主管区分：在外事務所主管案件 ガーナ事務所
案件名	(和) 西アフリカ地域における感染症対策のための実験 能力強化 (英) Third Country Training Course on Enhancing Laboratory Skills for Infectious Diseases in West African Countries for Post Ebola
対象国名	ガーナ
分野課題 1	保健医療-その他感染症
分野課題 2	
分野課題 3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	野口記念医学研究所
署名日(実施合意) (*)	
協力期間 (*)	2018年10月18日 ~ 2021年03月31日
相手国機関名 (*)	(和) 野口記念医学研究所 (英) Noguchi Memorial Institute for Medical Research

プロジェクト概要

・背景

2014年に西アフリカのギニア、シエラレオネ、リベリアを中心にアウトブレイクしたエボラウイルス病は、世界保健機関（WHO）によると、感染疑い例も含め28,512名が感染し、そのうち11,313名が死亡に至る事態となり、2014年8月には、WHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」であると宣言した（2016年3月解除）。従来、これらの国では行政機能や基礎的社会サービス提供機能に脆弱性を有していたが、疾病の流行により、行政・社会・経済機能が麻痺してしまうだけでなく、国家の成長と開発を妨げる結果となり、地域に与えたインパクトは甚大であった。

これらの経験やその後の中南米でのジカウイルスのアウトブレイク等の公衆衛生上の緊急事態に対応するためには、健康安全保障（Health Security)の強化が必要であるという認識が広まり、それを具現化する取組みとして、世界健康安全保障アジェンダ（Global Health Security Agenda)が2014年に立ち上げられ、同年6月のG7サミットで承認された。2016年5月の伊勢志摩サミットにおいては、「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」において、公衆衛生上の緊急事態に対する予防と備えの強化を目的として、国際保健規則（International Health Regulations:IHR)の継続的遵守、予防・サーベイランス及び対応の改善が不可欠であることが明示された。

国際保健規則の遵守に向けて、各国の検査室機能の強化も主要課題の一つとなっているが、シエラレオネ、リベリアをはじめとする西アフリカ諸国における検査技師の知識・技術は十分なレベルに達していないとされており、喫緊の課題となっている。

野口記念医学研究所（以下「野口研」）は、1979年に我が国の無償資金協力によって、ガーナ大学に開設された。同国唯一の基礎医学研究所として、研究を主業務とする傍ら、ガーナ及び周辺国における感染症対策の重要な役割を担っている。エボラウイルス病のアウトブレイクの際も、国内外からの200を超える疑い例の検体検査を行ったり、同研究所の研究者がWHOのテクニカルアドバイザーとしてギニアに派遣され、疾病の封じ込めに貢献する等、研究・検査機関としての重要な機能を果たしてきた。その成果と実績は、ガーナのみならず、西アフリカ地域でも高く評価されている。

本案件は、ガーナ政府からの要請を受け、西アフリカにおける国際保健規則の遵守に向けた取り組みを強化するため、西アフリカ諸国並びにガーナ国内の検査技師の基礎能力・技術の強化をめざし研修を行うものである。

- ・上位目標

研修対象国における感染症診断の質及び処置・予防能力が強化される。

- ・プロジェクト目標

研修対象国における感染症診断の質及び処置・予防能力の継続的な強化を担う人材が育成される。

- ・成果

検査室における実務者が感染症診断における信頼できる検査技術を習得する。

・活動

野口研の主要な3学部（寄生虫学部、細菌学部、ウイルス学部）における合計8週間の研修を実施する。それぞれの学部の研修では、講義、討論、検査室での実習やフィールド実習を含む。研修概要は以下の通り。

1. 基礎コース（2週間）：施設利用に関するオリエンテーションや寄生虫学・細菌学・ウイルス学の基礎、検査器具・試薬等の使用について学ぶ。

2. 寄生虫学（2週間）：講義では、寄生虫疾患の診断の理論とその質の確保等の総論を学んだ後、蠕虫症・住血吸虫症・フィラリア症・トリパノソーマ症・リーシュマニア症等の寄生虫疾患各論（疫学、生体学、診断と予防）をカバーする。フィールド研修と検査室実習では、フィールドにおいて、血液・尿・便検体採取の実習を行い、実際に採取した検体を野口研の検査室に持ち帰り、顕微鏡診断の基礎を学んだ後、蛍光顕微鏡による寄生虫疾患診断の手技の実際を学ぶ。

2. 細菌学（2週間）：講義では、細菌学・無菌法、抗菌薬耐性の総論、細菌性下痢症（カンピロバクター、コレラ、リステリア症等を含む）と食品安全細菌性髄膜炎、結核とその診断、梅毒・クラミジア等の性感染症、発熱性感染症等の各論をカバーする。実習では、細菌感染症の診断のためのPCR法やMALDI-TOF法（マトリックス支援レーザー脱離イオン化法）の理論と実際等を中心に学ぶ。

3. ウイルス学（2週間）：ウイルス感染症とその分類・診断の基礎、国際保健規則とアフリカにおける重点疾病、新興・再興感染症の診断・治療・予防（特にインフルエンザ（ヒト・動物）、SARSやMERS-CoV等を学びながら、各論でHIV、ウイルス性出血熱（エボラウイルス病、ラッサ熱）、黄熱病、デング熱、ジカ熱、ウイルス性肝炎の各論（疫学、診断と予防）をカバーする。実習では、検査のための手順（SoP）の作成やバイオセーフティーレベル3の実験室での検査の実際、血液・痰等の検体採取・保管・輸送のハンドリングの実習、細菌培養、抗原・抗体検出のための迅速検査、RNA/DNAの採取、標準PCR法、リアルタイムPCR法を学ぶほか、細胞培養した便検体からポリオウイルスの分離、PCRによる出血熱の検出の実際の手技を学ぶ。

・投入

- ・ 日本側投入
 - ・ 参加者の旅費・日当/宿泊費
 - ・ 講師謝金
 - ・ 研修コーディネーターやアシスタントの備上費
 - ・ 研修に係る実験で必要不可欠な機材・試薬・消耗品
 - ・ フィールド研修に必要な経費（バスレンタル代等）
 - ・ テキスト等印刷費
 - ・ その他に必要な文具品等

- ・ 相手国側投入
 - ・ 実験室や研修室などのスペース
 - ・ 実験室等の設備や機器
 - ・ 野口研の所有するバス
 - ・ オフィススペース
 - ・ 3学部の教授やスタッフ等の人材

- ・ 外部条件

（前提条件）人事異動等により野口記念医学研究所側の研修実施体制が変更されないこと。

実施体制

- ・ 現地実施体制

野口記念医学研究所の所長、ウィルス学部長、細菌学部長、寄生虫学部長が核となり、同3学部の教員や研究者のサポートを受けながら実施する。

- ・ 国内支援体制 (*)

関連する援助活動

- ・ 我が国の援助活動
 - ・ 無償資金協力：野口記念医学研究所先端感染症研究センター建設計画（2016-2018）
 - ・ SATREPS：ガーナにおける感染症サーベイランス体制強化とコレラ菌・H I V等の腸管粘膜感染防御に関する研究(2016-2021)
 - ・ FU 協力：無償資金協力「ガーナ国野口記念医学研究所改善計画」フォローアップ協力（動物実験棟）(2014-2016)

・FU 協力：無償資金協力「ガーナ国野口記念医学研究所改善計画」フォローアップ協力（BSL3 ラボ）（2016-2017）

・FU 協力：無償資金協力「ガーナ国野口記念医学研究所改善計画」フォローアップ協力（ジェネレーター）（2016-2017）

・他ドナーの援助活動

(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表

技術協カプロジェクトー科学技術

2019年03月16日 現在

主管区分：本部主管案件

人間開発部

案件名	(和) ガーナにおける感染症サーベイランス体制強化と コレラ菌・HIV等の腸管粘膜感染防御に関する研究 (英) The Project for Surveillance and Laboratory Support for Emerging Pathogens of Public Health Importance
対象国名	ガーナ
分野課題1	保健医療-その他感染症
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	その他
援助重点課題	保健・理数科教育
開発課題	保健
プロジェクトサイト	
署名日(実施合意) (*)	2016年02月05日
協力期間 (*)	2016年07月1日 ~ 2021年06月30日
相手国機関名 (*)	(和) 野口記念医学研究所 (英) Noguchi Memorial Institute for Medical Research

プロジェクト概要

・背景

(1) 当該国における保健医療セクターの現実と課題
ガーナ共和国の疾病パターンにおいては、気管支炎、マラリア、HIV/エイズ、下痢症等の感染症が主要疾病の7割以上を占めており、感染症対策は重要な医療政策の一つである。2014年にコレラが首都近郊で流行し、ラッサウイルスが蔓延しているナイジェリアやエボラ出血熱が流行したリベリア等に近いことから、ガーナは今後もこのような新興再興感染症による疾病流行のリスクにさらされており、サーベイランス、検査診断及び研究を含む新興再興感染症の対策が必要となっている。

(2) 当該国における保健医療セクターの開発政策と本事業の位置づけ
ガーナの保健セクター中期開発計画（2014年～2017年）では、保健関連MDGs（感染症含む）の達成とその成果維持のための国家能力強化を一つの目標としている。本事業はサーベイランスと基礎研究を持続的に連動させたモデルを構築することで感染症対策に貢献する。

(3) 保健医療セクターに対する我が国及びJICAの援助方針と実績

我が国の対ガーナ共和国国別援助方針（2012年4月）、2013年の第5回アフリカ開発会議（TICAD V）、JICA国別分析ペーパー（2013年8月）において感染症対策を含む保健は重点分野とされている。野口記念医学研究所（以下、「野口研」）は、1979年に我が国無償資金協力により建設されて以来、専門家による基礎研究機能の向上を目的とした技術協力が長年行われてきた。

「野口記念医学研究プロジェクト（I、II）」（1986～97年）

「野口記念医学研究所感染症対策プロジェクト」（1999～2003）

「国際寄生虫対策西アフリカセンター（WACIPAC）プロジェクト」（2004～2008）

「ガーナ由来薬用植物による抗ウイルス及び抗寄生虫活性候補物質の研究プロジェクト」（2010～2015）

また、2014年度から2015年度にかけて、以下の保健セクター支援が実施されている。

野口記念医学研究所先端感染症研究センター建設計画（無償資金協力）（準備調査2015年実施済み、建設2016年開始予定）

ガーナ赤十字を介したコレラに対する緊急支援

ユニセフ（UNICEF）を介したコレラに対する緊急予防計画及び対策支援

本事業はこれまでの協力の成果を生かすとともに、野口研を主要なアクターとした西アフリカにおけるサーベイランスネットワークの構築を目指すものである。

(4) 他の援助機関の対応

米国疾病予防管理センター（CDC）、世界保健機関（WHO）、UNICEF、米国立衛生研究所（NIH）、世界銀行が感染症対策支援を行っている。

・上位目標

基礎研究連動型サーベイランスのモデルがガーナのモデル地域外にも幅広く適用され、公衆衛生上重要な他の感染症にも活用される

- ・プロジェクト目標

 - ガーナにおいて基礎研究連動型サーベイランス・モデルが構築される。

- ・成果

 - 成果1：基礎研究が連動した公衆衛生上重要課題指定のイベント・ベース・サーベイランスの持続的体制が構築される。

 - 成果2：腸内細菌叢ゲノム、ヒトゲノム（HLA等）、腸管感染症等病原体ゲノムに関する解析・把握能力が強化される。

 - 成果3：ヒトゲノム、腸内細菌叢ゲノムおよび病原体ゲノム三者間の相関関係に関する知見が疾病サーベイランス強化に適用される。

- ・活動

- ・投入

 - ・日本側投入

 - ①チーフアドバイザー（短期専門家）、サーベイランス（長期専門家）、業務調整（長期専門家）、サーベイランス、微生物学、免疫学、遺伝子学他（短期専門家）

 - ②分子疫学、次世代遺伝子配列技術、生命情報科学（サーベイランス、感染症ラボ検査）必要に応じて他教科の招へい外国人研究員受け入れ

 - ③研究プロトコルによって定義される研究に必要な機材や試薬、症例検体の収集と運搬に必要な機材および器具

 - ・相手国側投入

 - 1)カウンターパート人件費、プロジェクトに関係するデータ、情報および検体、野口研での事務・ラボ施設利用その他

- ・外部条件

実施体制

- ・現地実施体制

- ・国内支援体制 (*)

関連する援助活動

・我が国の援助活動

「野口記念医学研究所先端感染症研究センター建設計画」(無償資金協力)が2016~2018年に実施される予定である。先端感染症研究センターは、本研究分野を対象とするウイルス学、細菌学、免疫学3学部の新施設として、新たなBSL3ラボ及び機材を設置するため、完工後は本研究も新施設を使用して研究を行う予定である。

・他ドナーの援助活動

米国疾病予防管理センター(CDC)が実施するバイオセーフティラボや疫学研修に参加する、また必要に応じて専門家が研修実施に関わる等の実施協力をする。

サーベイランス研修の際、世界保健機関(WHO)の研修教材一式を利用する。

UNICEF作成のコレラ感染と予防に関する視聴覚教材をサーベイランス研修で利用する、またはモデル地域の対象施設へ配布するなどして連携を行う。

ウエルカム・トラストとアメリカ国立衛生研究所(NIH)の共同感染症・ゲノム解析プロジェクトであるH3Africa(Human, Health and Heredity in Africa)及び世界銀行がガーナ大学・野口研で構築される予定のデータシステムを活用する。

(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表

作成年月日：2019年9月13日

業務主管部門名：ガーナ事務所

1. 案件名

国名：ガーナ共和国（ガーナ）

案件名：（和名）地方自治体行政能力強化

（英名）Strengthening the Technical Capacity

Development of the Local Government Service

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における行政セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ガーナは1988年に地方分権化法（1988 Act 207）を制定して以来、30年にわたって地方分権化改革を進めてきた。1992年改正憲法に地方分権化改革が明記され、1993年に地方自治体法（Act 462）が施行された。さらに2003年に地方自治体サービス法（Act 656）によって地方公務員を管理する地方自治体サービス（Local Government Service。以下、「LGS」という。）が創設された。LGSは地方自治農村開発省の下におかれ、郡政府（Metropolitan, Municipal and District Assemblies。以下、「MMDAs」という。）及びそれを管轄する州政府（Regional Coordinating Councils。以下、「RCC」という。）（以下、両者をあわせて「地方自治体」という。）に配置される地方公務員の人材確保・養成（採用、昇進、給与、サービス、研修）の責任機関である。さらに、2017年に発表された中期国家開発計画「社会経済開発政策総合プログラム（Coordinated Programme of Economic and Social Development Policies）」（2017年～2024年）においても、地方分権化改革が最重点課題として挙げられている。

ガーナの行政単位は国（中央省庁）一州（Region、全16州）一郡（Metropolitan, Municipal, District、全254郡）で構成されており、2010年の「国家地方分権化行動計画（National Decentralization Action Plan）」（2010～2014年）策定後に本格化した地方分権化改革により、2011年には食糧農業省、地方自治農村開発省等の職員が一斉に国家公務員から地方公務員に身分を切り替えられ、その後も水・衛生、社会福祉などの分野において、中央省庁から郡政府に権限及び予算が順次委譲されている。

JICAは2015年度に「地方分権化にかかる情報収集・確認調査」を実施し、同調査において、調査対象10郡のうち首都のAccra Metropolitan Assemblyを除く9郡全てにおいて、実際に配属されている人員数がLGSの定める職員配置基準の最低人員数を大幅に下回っている現状が判明した。更に地方自治体にお

ける文書管理等、基礎的な行政事務処理等に課題を抱える等、人員配置や行政事務能力を含めた地方自治体のキャパシティの強化が必要であることが確認された。

以上のとおり、限られた予算・人員の中で、地方分権化改革の受け皿である地方自治体の行政サービス提供に係るキャパシティを強化し、地方行政の効率性を向上させることが喫緊の課題となっており、地方自治体及び地方公務員的能力向上に係る要請がLGSから提出され、採択された。同要請は広範な内容を含むものであったが、LGSとの協議の結果、地方自治体の基本業務の中でも特に深刻さの度合いが高い公文書管理及び固定資産管理の分野における取組みを支援することで合意した。

公文書管理についてはPublic Records and Archives Administration Act (Act 535)、固定資産管理についてはPublic Financial Management Act (Act 921)に則り、LGSは地方自治体向けの実施マニュアルをそれぞれ作成しているが、各地方自治体への研修・普及には至っていない。結果として、文書管理及び固定資産管理のルールや方法は各地方自治体間で統一されておらず、一部のRCC及びMetropolitanを除く多くの地方自治体では、重要文書の分類保存や固定資産台帳の定期更新等がほとんど実施されていない。更に、LGSが整備した同マニュアルの内容は中央省庁での文書管理規程及び固定資産管理規程を引用しただけのものであり、地方自治体の現状が反映されておらず、同マニュアルの改定を含めた地方自治体における文書管理及び固定資産管理モデルの確立が急務となっている。今般、公文書管理及び固定資産管理について、全16州254郡に統一的な実施モデルを構築し、マニュアル改定及び普及を通して、両分野に係る地方自治体職員の能力強化の支援を実施するものである。

(2) 行政セクターに対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置付け

我が国の対ガーナ開発協力量針では「人材基盤強化」を重点分野と定め、ガバナンスや地方分権化を担う人材の育成を支援することを基本方針としている。またJICA国別分析ペーパーでは、重点分野「人材基盤強化」の下に協力プログラム「行政運営能力強化」を定め、公務員能力強化及び地方自治体能力強化に取り組む方針としており、本事業は同プログラムの下に位置付けられる。

(3) 行政セクターにおける他の援助機関の対応

- DANIDA (Danish International Development Assistance) は、「Right to Services and Good Governance Programme」(2015年～2018年)を通じてLGSの中期開発目標の策定及び実施を支援した。
- AFD (Agence Francaise de Development)、DFTAD (Department of

Foreign Affairs Trade and Development Canada) DANIDA、KfW (Kreditanstalt für Wiederaufbau) 及び SECO (Swiss State Secretariat for Economic Affairs) は、ガーナ政府と「District Development Facility」(2008年～2017年)を組織し、Performance Based Grant Systemによる郡政府交付金制度の導入を支援した。

- 世界銀行 (World Bank) は、「The Local Government Capacity Support Programme」(2011年～2017年)を通じて、地方分権化の予算枠組みの改善、都市部における行政サービスの向上、都市部における地方自治体の能力強化を支援した。
- EU (European Union) は「Ghana Decentralization Programme」(2015年～2019年)を通じて、第2次国家地方分権化行動計画 (National Decentralization Action Plan II (2015～2019年)) の実施を支援している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ガーナにおける地方自治体の公文書管理・固定資産管理の改善、各地方自治体職員の同管理能力強化を図り、もって地方自治体の行政サービスの質・効率の向上に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名：

【1年次】 グレーターアクラ州及び同州モデル3郡 (Metropolitan, Municipality, District を各1)

【2年次】 1州 (セントラル州もしくはイースタン州を想定) 及び同州内の1郡 (Municipal)

【3年次】 ガーナ全域 16州

(3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者：地方自治体サービス及び同職員、モデル対象の地方自治体及び地方公務員

最終受益者：全16州254郡の地方自治体及び地方公務員

(4) 総事業費 (日本側)： 93,150千円

(5) 事業実施期間： 2019年12月～2022年11月を予定 (計36か月)

(6) 事業実施体制

地方自治体サービス (Local Government Service)

- 地方自治体に配置される地方公務員の人材確保・養成 (採用、昇進、給与、サービス、研修) の責任機関
- 管理職10名、事務官39名、支援スタッフ・臨時スタッフ：44名

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣（合計約 24M/M）：地方行政能力強化（公文書管理・固定資産管理）
- ② プロジェクト車両（1 台）、オフィス機器（プロジェクター、金庫、小型プリンター）

2) ガーナ国側

- ① カウンターパートの配置
LGS 管理・技術支援局の局長、技術アドバイザー
パイロット郡、全 16 州およびモデル郡の地方自治体職員
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

JICA 基礎情報収集・確認調査「地方分権化にかかる情報収集・確認調査」（2015 年）において、人員配置や行政事務能力を含めた地方自治体のキャパシティの強化が必要であることが確認された。

2) 他援助機関等の援助活動

「District Development Facility」（2008 年～2020 年）で面的普及が行われている Performance Based Grant System では、各地方自治体の公文書管理・資産管理に対する評価方法が定められており、本事業による地方自治体の同管理能力向上との相乗効果が期待される。

(9) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

- 1) 環境社会配慮（省略）
- 2) 横断的事項：特になし
- 3) ジェンダー分類：ジェンダー対象外

(10) その他特記事項

特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

地方自治体の行政サービスの質・効率の向上

(2) プロジェクト目標：

地方自治体の公文書管理及び固定資産管理の改善並びに各地方自治体職員
の同管理能力強化

(3) 成果

成果 1：ガーナ地方自治体の公文書管理及び固定資産管理に関する制度・体制が改善される。

成果 2：公文書管理及び固定資産管理に係る各地方自治体職員の能力が強化される。

成果 3：ガーナ地方分権化に係る他の支援すべき最重要課題が明らかになる。

(4) 活動

【1 年次】

- 1-1 中央省庁及び LGS の定める規程・マニュアル等を精査し、ガーナ地方自治体の公文書・固定資産管理ルールの現状に関する情報収集を行う。
- 1-2 グレーターアクラ州の 3 郡（Metropolitan, Municipality, District を各 1）を選定し、同州及び 3 郡の公文書管理・固定資産管理の現状を実地調査し、課題を抽出する。
- 1-3 公文書管理・固定資産管理に関する地方自治体の実施体制及び責任、年間標準手順、RCC 及び LGS によるモニタリング体制等を定めた実施モデル（案）を開発する。
- 1-4 実施モデル（案）に基づき、既存マニュアル・ガイドラインを地方自治体職員向けに改定する。
- 1-5 上記グレーターアクラ州及びモデル 3 郡に対して実施モデル（案）を試行導入し、実施状況をモニタリングする。
- 1-6 モデル州・郡での試行導入を踏まえ、マニュアル・ガイドラインを更新する。
- 1-7 ガイドライン・マニュアル普及に向けた LGS スタッフの研修を実施し、LGS の普及指導員を養成する。
- 1-8 第三国への視察を通じたグッドプラクティスを把握する。

【2 年次】

- 2-1 パイロット州・郡として 1 州（セントラル州もしくはイースタン州を想定）及び同州内の 1 郡（Municipal）を選定する。
- 2-2 1 年次の試行導入のモニタリング結果を踏まえて、実施モデル（案）を更新する。
- 2-3 ガーナの新年度開始とともに、1-3 のグレーターアクラ州及び 3 郡に 2-1

で選定した1州1郡を加えたパイロット州・郡（2州4郡）に対して、2-2の更新版実施モデル（案）の導入を開始する。

- 2-4 パイロットを通じて発見された改善点を踏まえ、更新版実施モデル（案）を最終化する。
- 2-5 最終版実施モデルに基づき公文書・固定資産管理のガイドライン・マニュアルの内容を最終化する。
- 2-6 最終版実施モデル普及のための全地方自治体の公文書・固定資産管理担当管理職及び担当官を対象とした能力強化のための研修内容、カリキュラム及び教材を開発する。

【3年次】

- 3-1 ガーナ16州254郡を3エリア（北部3州、中部3州、南部4州）に分割し、エリア毎に州の公文書・固定資産管理担当管理職及び担当職員に対して、2-6で開発した研修を実施する。
- 3-2 各州における公文書管理・固定資産管理のモデル郡として1郡を選定する。
- 3-3 3-1の研修を了した州の普及担当職員から3-2のモデル郡への普及・指導を支援し、モニタリングする。

【通期】

- 4-1 地方分権化後の地方自治体における他の課題につき、LGS及び対象地方自治体から情報収集を行い、課題を抽出する。
- 4-2 4-1で抽出した課題を踏まえて、地方分権化の次期支援方法について提言をまとめる。

5. 外部条件

2020年12月に予定されている大統領選挙後に地方分権化政策に大きな方針転換がない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシア国「地方政府環境管理能力強化プロジェクト」（評価年度2015年）の教訓では、複数の対象地方自治体間での能力の違いが案件実施中に判明したが、能力の高い2つの自治体を主要なパイロット地点として集中的に活動を実施した結果、最終的に他の自治体は2自治体での活動を通して経験と知見を得ることができた。本事業では、能力格差のある複数の地方自治体の能力向

上を目指すため、一様に能力を向上させることは極めて難しく、開始当初より地方自治体の能力格差に鑑みた対応をとるよう活動計画に反映させた。

7. 事前評価結果（省略）

8. 今後の評価計画（省略）

9. 備考

特になし

以 上

案件概要表

技術協カプロジェクト 2019年02月20日 現在
主管区分：本部主管案件
社会基盤・平和構築部

案件名 (和) 道路橋梁維持管理能力強化プロジェクト
(英) The Project on Capacity Building for Road and Bridge Project Cycle Management

対象国名 ガーナ

分野課題1 運輸交通-運輸交通行政

分野課題2

分野課題3

分野分類 公共・公益事業-運輸交通-道路

プログラム名 経済インフラ整備プログラム

援助重点課題 経済インフラ（電力、運輸交通）

開発課題 経済インフラ整備

プロジェクトサイト ガーナ全国

署名日(実施合意) (*) 2018年11月09日

協力期間 (*) 2019年02月21日 ~ 2023年02月20日

相手国機関名 (*) (和) 道路省および道路公団
(英) Ministry of Roads and Highways, Ghana Highways Authority

プロジェクト概要

・背景

.ガーナの貨物輸送の98%が陸路に依存している中、全国道路網（総延長約71,063Km）のうち約30%が舗装されており、残りは未舗装道路である。これら道路網は、幹線道路（14,873km）、都市道路（14,000km）、地方道路（42,190km）の3種類に分けられ、道路省（Ministry of Roads and Highways、以下「MRH」）の下、それぞれガーナ道路公団（Ghana Highway Authority、以下「GHA」）、都市道路局（Department of Urban Roads、以下「DUR」）、地方道路局（Department of Feeder Roads、以下「DFR」）により管理されている。MRHは道路セクターに係る政策策定、モニタリング評価および横断的事項の調整を担い、道路建設および維持管理等の事業

実施については上記の3実施機関が担当する体制にある。

ガーナは中期計画「Ghana Shared Growth and Development Agenda II (GSGDA):2014-2017」で、インフラ整備を5重点分野の一つに挙げ、道路及び橋梁の建設・維持管理の強化が取り組むべき事項の一つとされており、GSGDAを引き継ぐ現在策定中の中期計画「An Agenda for Jobs: Creating Prosperity and Equal Opportunity for ALL 2018-2021」では取り組むべき目標の一つに経済成長と開発のための統合的で管理の行き届いた交通インフラ整備を掲げている。

しかしながら、道路・橋梁維持管理業務については計画的に実施されておらず、壊れたら修繕するといった事後保全の考え方が主体となっており、維持管理が後手に回っている。加えて近年、維持管理業務は全面的に外部委託化しているが、工費の増加や工期の遅延が多く、適切な事業管理（所定の工期、工費、品質で仕上げる）ができていない。限られた予算を適切に執行するためには予防保全をベースとした道路・橋梁維持管理事業の能力強化が喫緊の課題となっている。

また、我が国の援助活動において、幹線道路及び東部回廊上に位置する橋梁の整備を進めている他、他ドナーによるインフラ整備の実績が複数ある中で、適切な維持管理がなされておらず、自国で整備した幹線道路でも橋梁の老朽化が確認されており、今後ますます維持管理能力の向上が求められる。本業務は、道路及び橋梁維持管理に係るマニュアルの改訂および事業管理のハンドブックの作成を通じて新設・改良・維持事業の能力向上を目指した技術協力プロジェクトであり、当国政府の政策を具現化するものである。

- ・上位目標

 - ガーナ国内の道路・橋梁が適切に維持管理される

- ・プロジェクト目標

 - MRH 及び傘下の事業実施機関の道路・橋梁の新設・維持のプロジェクトマネジメント能力が強化される

- ・成果

 - 成果1：ハンドブックの作成と現場への適用を通じて、MRH 及び傘下の事業実施機関の道路プロジェクトマネジメント能力が向上する

 - 成果2：マニュアルおよびデータベースの作成と現場への適用を通じて、MRH 及び傘下の事業実施機関の道路維持管理能力が向上する

成果3：マニュアルおよびデータベースの作成と現場への適用を通じて、MRH 及び傘下の事業実施機関の橋梁維持管理能力が向上する

・活動

【成果1に係る活動】

活動1-1：モニタリング評価を含む道路プロジェクトマネジメントの現状を把握し、課題を抽出する

活動1-2：モニタリング評価を含む道路プロジェクトマネジメントに関わる研修の方向性をC/P（C/P）と合意する

活動1-3：モニタリング評価を含む道路プロジェクトマネジメントに関わるハンドブックを作成する

活動1-4：ハンドブックを使った講義を行い、プロジェクトマネジメント業務に適用させる

【成果2に係る活動】

活動2-1：設計を含む道路維持管理の現状、問題及び課題を抽出する

活動2-2：ワークショップを通じ、道路維持管理マニュアル（Road Maintenance Manual：RMM）及び舗装維持管理プログラム（Pavement Maintenance and Management Program：PMMP）の改訂の基本方針についてC/Pと同意する

活動2-3：RMMを改訂する

活動2-4：PMMPを改訂する

活動2-5：RMM及びPMMPの研修教材を開発する

活動2-6：C/PがRMMを実際の維持管理工事に適用し、その効果を検証する

活動2-7：RMM及びPMMPに関するセミナーを実施する

【成果3に係る活動】

活動3-1：設計を含む橋梁維持管理の現状を把握し、課題を抽出する

活動3-2：マニュアル改訂の方向性をC/Pと合意する

活動3-3：橋梁維持管理マニュアルを改訂する

活動3-4：モデル橋梁を対象に橋梁マネジメントシステム（Bridge Management System：BMS）を更新しBMSマニュアルを作成する

活動3-5：C/Pがモデル橋梁に橋梁維持管理マニュアルを適用させ点検データをBMSに入力する

活動3-6：BMSに従って軽微な補修パイロット工事を選定し、実施する

活動 3-7 : 補修記録を BMS に入力する

活動 3-8 : 橋梁維持管理日常点検の外部委託契約書及び各種図書等の文書サンプルを作成する

活動 3-9 : 橋梁補修工事の標準的な契約書及び技術仕様書等の技術的内容を作成する

活動 3-10 : 維持管理マニュアル及び BMS マニュアルに関するセミナーを開催する

・ 投入

・ 日本側投入

・ 相手国側投入

・ 外部条件

実施体制

・ 現地実施体制

・ 国内支援体制 (*)

関連する援助活動

・ 我が国の援助活動

・ 他ドナーの援助活動

(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表

技術協カプロジェクト 2019年01月09日 現在
主管区分：本部主管案件
社会基盤・平和構築部

案件名 (和) LBTによる瀝青表面処理工法開発プロジェクト
(英) Project for Developing Labour Based Bituminous Surfacing Technology

対象国名 ガーナ

分野課題1 運輸交通-(旧)その他運輸交通

分野課題2

分野課題3

分野分類 公共・公益事業-運輸交通-道路

プログラム名 経済インフラ整備プログラム

援助重点課題 経済インフラ（電力、運輸交通）

開発課題 経済インフラ整備

プロジェクトサイト ・アクラ（第一回試験施工）
・コフォリドゥア（第二回試験施工）

署名日(実施合意) (*) 2015年08月17日

協力期間 (*) 2016年01月18日 ～ 2019年06月30日

相手国機関名 (*) (和) 道路・幹線道路省、地方道路局
(英) Ministry of Roads and highways(MORH),
Department of Feeder Roads (DFR)

プロジェクト概要

・背景

交通量の少ない道路を対象として、人力を多用した道路整備工法（以下、LBT（Labour Based Technology））が、途上国等の道路整備の現場において活用されている。ガーナ国（以下、「ガ」国）におけるLBTは1980年代後半に世界銀行の支援を通じて導入が試みられ、その後 DANIDA 等の支援もあり一定程度の普及がなされている。具体的には、フィーダー道路を管轄する地方道路局（以下、DFR（Department of Feeder Road））内にLBTに習熟した技術者が存在し、LBTによる道路整備事業の調達プロセス及び設計基準も確立されている。また、登録されたLBTコントラクター

も存在し、LBT 道路技術者育成のための研修も行われている。しかしながら、「ガ」国の LBT による道路整備事業の適用は土工、路盤工、舗装工の道路工種の中で、土工、路盤工に限られ、舗装工に関してはまだ確立されていない。

DFR が管轄するフィーダー道路は 42,300km (2008 年) であり、同国の道路全体の 6 割強を占めている。フィーダー道路の総延長は、2000～2008 年の 9 年間で約 1.7 倍と増加傾向にあるが、瀝青材を用いて表面処理がされている区間は、2,225.3km で地方道路全体の 5% にすぎず、雨季には路面が荒れ、維持管理費がかさむ区間が多く存在する。瀝青材を用いた表面処理工法（以下、瀝青表面処理工法）は、適切な道路構造のもとで施工した場合、未舗装道路と比較してその維持管理コストを低減させる効果があることが明らかになっている。DFR は管轄する未舗装道路のうち主に交通量や雨量の多い道路への瀝青表面処理工法適用を検討しているが、ドナーの支援によって導入された機械化施工 (EBT (Equipment Based Technology)) による瀝青表面処理工法は、大型機械を必要とするため地方や小規模工事が主のフィーダー道路ではコストがかさんで普及が進んでいない。一方で、LBT による瀝青表面処理工法は、EBT より調達が容易な小型機械を利用することでコストの縮減できると考えられており、DFR はその開発を検討している。

以上より、「ガ」国から我が国に対して技術協力プロジェクトの要請がなされ、国際協力機構（以下、機構）は 2012 年 8 月に調査団を派遣し、詳細計画策定調査を実施した。その後、機構、道路省（以下、MRH (Ministry of Roads and Highways))、DFR の間で 2012 年 10 月に合意文書 (Record of Discussions:R/D) が署名され、本プロジェクトを実施することになった。

- ・上位目標

LBT 瀝青表面処理工法がガーナ国の地方道路の舗装工法の実行可能な選択肢の一つとして適用される。

- ・プロジェクト目標

試験施工を通じて、LBT による瀝青表面処理工法のための手順と適用方法が確立する。

- ・成果

成果 1 : LBT による瀝青表面処理工法に関する課題が明らかになる。

成果 2 : LBT による瀝青表面処理工法による試験施工が実施される。

成果 3 : LBT による瀝青表面処理工法のガイドラインが策定される。

・活動

成果 1 : LBT による瀝青表面処理に関する課題が明らかになる。

活動 1-1 カウンターパート (C/P) の組織、能力、人員配置、予算等の情報を収集・分析する。

活動 1-2 ガーナにおける簡易舗装の設計・施工基準に関する情報を収集する。

活動 1-3 DFID、South Africa Highway Authority など既存の類似技術基準のレビューを行う。

活動 1-4 骨材などの主要な材料の調達先・価格等を検討・確認する。

活動 1-5 主要な材料の性状をそれぞれ定められた検査方法に従って検証する。

活動 1-6 ガーナの地方道路の設計・発注・施工管理の方法を確認する。

活動 1-7 ガーナにおける舗装工事の品質管理体制を確認する。

活動 1-8 ガーナにおける地方道路の維持・管理体制を確認する。

活動 1-9 ガーナにおける LBT を用いた瀝青表面処理工法の課題を報告書にまとめる。

成果 2 : LBT による瀝青表面処理工法による試験施工が実施される。

活動 2-1 試験施工の実施計画 (場所、予算、資機材、人員、材料等の確保、適切な実施時期等) を立てる

活動 2-2 必要な材料試験を行う

活動 2-3 一回目の試験施工により工学的な要求事項 (材料、施工方法、品質管理方法等) を確認する。

活動 2-4 二回目の試験施工による計画・管理面の要求事項 (適用区間、予算、普及戦略等) を確認する。

活動 2-5 積算基礎データを収集する。

活動 2-6 LBT による瀝青表面処理の適用条件を決める

活動 2-7 安全管理に関する事項を決める

活動 2-8 上記を報告書にまとめる。

活動 2-9 上記作業を通じた OJT を実施する。

成果 3 : LBT 工法による瀝青表面処理工法のガイドラインが策定される。

活動 3-1 試験施工の内容を整理し、ガイドラインの適用範囲を決める

活動 3-2 ガイドラインのアウトラインを合意する

活動 3-3 ガイドラインを執筆する

活動 3-4 ガイドラインのドラフトに従って、二回目の試験施工を実施する。

活動 3-5 二回目の試験施工の結果に基づいて、ガイドラインを修正する。

活動 3-6 上記各活動を通じた、OJT を実施する。

・投入

・日本側投入

・ 専門家

-総括／地方道路整備

-道路維持管理計画

-道路舗装技術

-施工管理技術

-機材管理

-安全管理／環境配慮

-業務調整／研修企画

・ 供与機材

-試験施工用機材（小型ローラー、瀝青材散布器、瀝青材加熱器）

-資材運搬車（トラクター、牽引トレーラー）

-試験機（ランマー、DSP 検査機材） 等

・ 第三国研修（e.g. 南ア）

・ 相手国側投入

・ C/P 職員

・ 監督、作業員、車両等

・ 材料試験（設備、費用負担）

・ 舗装工事器具

・ 専門家執務スペースおよび家具類

・ DFR 本部における通信手段（インターネット等）

・ 外部条件

・ 事業実施のための前提

-関係機関からの既往 LBT 技術資料の提供。

-土質材料の室内試験が実施可能。

-試験施工が実施できる場所（路床・路盤施行済箇所）が確保される。

・ 成果達成のための外部条件

-DFR が、瀝青表層処理に関連する国内の様々な資源（例えば GHA の試験所やその知見）を利用または、動員することができる。

・プロジェクト目標達成のための外部条件

-C/P の配置に大きな変動がない。

-策定されたガイドライン（案）を DFR が公式な規準とする。

・上位目標達成のための外部条件

-DFR の実施する地方道路事業の業務内容に大きな変化がない。

-DFR の地方道路維持・管理体制に大きな変更がない。

・プロジェクト持続性確保のための外部条件

-維持管理のための予算が確保される

-LBT 推進にかかる政府の方針に大きな変化がない

-維持管理・施工を行う能力を持った業者が存在する

-地方道路の維持・管理対策がガイドラインに従って適切に実施される

実施体制

・現地実施体制

実施機関

地方道路局（DFR）

監督省庁

道路省（MRH）

協力機関

コフォリドゥア研修センター（Koforidua Training Centre:KTC）

・国内支援体制（*）

関連する援助活動

・我が国の援助活動

・他ドナーの援助活動

世界銀行（WB）が実施する地方政府支援プログラムにおいて、Ghana Social Opportunities Project (GSOP)が実施中。同プロジェクトのコンポーネントのうち、農村地域の貧困住民への雇用機会創出と現金収入向上を目標の一つとして、Koforidua の道路技術訓練センター（KTC）において LBT

による道路維持管理に関する研修マネジメントに関する技術協力を目的とし、ILO が資金提供を受け実施している。

(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表

国際協力機構 経済開発部
民間セクター開発グループ 第二チーム

1. 案件名

国名：ガーナ共和国

案件名：和名 カイゼンを用いた企業振興プロジェクト

英名 Enterprise Development Project with Kaizen

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における民間セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ガーナ共和国（以下、「ガーナ」という）は、2010年に低中所得国入りを果たしたほか、2011年には15%のGDP成長率を達成、以降3~8%のGDP成長率と堅調な経済成長を続けている。GDP成長の背景に石油・カカオ豆・金等の一次産品の輸出の伸びがある。一方で、石油生産量は2019年にピークを迎えることからその後の減少が予想され、また、ガーナ国内で消費する製品の多くを輸入に依存している状況であり、経済構造の是正が課題となっている。

こうした背景から、ガーナ政府は「Ghana Beyond Aid」をスローガンとし産業化の推進（産業の多様化や雇用創出）と輸入国から輸出国への転換を掲げ、「中所得国」入りを目指している。そのために、「The 10 Point Pillars of Government's Industrial Transformational Agenda」を打ち出し、中小企業の育成を図る「Development of small and medium-scale enterprises」や「Made in Ghana」等を推進している。

上記の政府イニシアティブの達成に向けて、ガーナ政府は、全企業の90%以上を占める零細中小企業の発展促進が不可欠とし、国内企業（特に零細・中小企業）の育成に関し重点的に取り組んでいる。

ガーナ政府は、中小企業の強化に関し、貿易産業省傘下の国家小規模産業局（National Board for Small Scale Industries: NBSSI）を、ガーナ企業庁（Enterprise Ghana Agency: EGA）へ格上げし、中小企業支援に係る組織体制・人材の強化を図る予定である。現在NBSSIは、経済効果や雇用の確保につながる成長企業を増やす取り組みを実施しているが、経営能力の不足および金融アクセスの難しさ等を国内企業の主な課題として挙げている。

NBSSIは、ビジネス開発センター（Business Advisory Center: BAC）を全国に177か所設置し、BACスタッフが企業支援窓口として配置されている。JICAは、2012年から2018年までBACスタッフの簡易な企業診断やカイゼン指導能力向上のための技術協力を実施したが、上記のとおり、成長企業が必要とする支援内容は、カイゼン指導に加えて、経営や金融分野等、多様化かつ複雑化してきている。したがって、BACスタッフ自身の更なる企業支援能力の強化及び、専門的な知識・スキルを有する外部機関と連携して企業支援を行うため

のファシリテーション能力の強化が必要となっている。そのため、本案件は、上記分野支援に従事する BAC スタッフを中心とした人材育成や体制強化等を行う。なお、NBSSI は BAC の一部をビジネス・リソース・センター（Business Resource Center : BRC）に格上げし、企業登録から企業経営などの企業支援の充実を図る予定である。

なお、ガーナにおいては過去約 6 年間カイゼン関連のプロジェクトが実施されてきたが、カイゼンへの関心・評価は依然高く、政府が主導する政策プログラムや基幹産業へのカイゼン導入が期待されている。

本プロジェクトはカイゼンのみを推進するものではないが、引き続き提供するビジネス開発サービスにカイゼンを含め、カイゼン普及展開を支援することを通じガーナ側のニーズに応えることとする。

（２） 民間セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ

JICA 国別分析ペーパー（2019 年 4 月）において、ガーナ政府の重点分野である産業振興の実現に向け、「民間セクター開発」分野における包括的な協力を基本方針としており、本事業はこの方針に合致する。

更に、TICAD7（2019 年 8 月）「横浜行動計画 2019」の中で、日本の取組として「産業人材の育成」及び「イノベーションと投資の促進」が掲げられている。本事業では、ガーナにおける企業支援体制強化に向けた人材育成及び、企業の金融アクセスの改善とスタートアップ支援の質の向上に向けた取組を実施することから、上記計画の内容に合致する。

また、本事業は、企業振興のためのエコシステムの強化を通じてガーナにおける雇用の創出と持続的な経済成長を図るものであるとともに、スタートアップ支援の質の向上を通じて技術革新の拡大を図るものであることから、SDGs ゴール 8（経済成長・雇用）及び SDGs ゴール 9（インフラ・産業）に貢献する。更に、国内外の各関係機関・関係者の連携促進することで企業振興のためのエコシステムの強化を図るものであることから、SDGs ゴール 17（実施手段・パートナーシップ）に貢献する。

なお、これまでのガーナにおける企業振興に関する支援実績は以下の通り。

「中小企業振興支援プロジェクト」（2005-2008 年）

「地場産業活性化計画」（2006-2008 年）

「中小企業振興支援個別専門家派遣」（2010-2012 年）

「小零細企業向け BDS 強化による品質・生産性向上プロジェクト」（2012-2015 年）（フェーズ I）

「国家カイゼンプロジェクト」（2015-2018 年）（フェーズ II）

「金融アクセス改善手法検討にかかる情報収集・確認調査」（2019-2020 年）

「スタートアップ・起業家支援に係る情報収集・確認調査」（2019-2021 年）

「アフリカ地域起業家支援情報収集・確認調査」（2019-2031 年）

(3) 他の援助機関の対応

民間セクターの分野においては、米国国際開発庁、独国国際開発公社、欧州連合、デンマーク国際開発庁、英国国際開発省、アフリカ開発銀行、国際農業開発基金、世界銀行等の援助機関が支援を行っている。

このうち、企業（特に零細・中小企業）振興に関連するプロジェクトとして、アフリカ開発銀行および国際農業開発基金の地方企業プロジェクト（Rural Enterprise Programme: REP）がある。同プロジェクトは地方での貧困削減や経済振興を目指し、本事業の実施機関 NBSSI の BAC を経由した企業支援を行っている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、NBSSI を核とする BDS 提供モデル、金融機関との連携モデルの運用、スタートアップ支援の質の向上を通じ、NBSSI の企業支援のための機能強化を図り、ガーナにおいて企業振興のためのエコシステムの強化に貢献するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

対象地域：グレーター・アクラ州およびアシャンティ州

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：

NBSSI 本局

NBSSI 州事務所

対象 BRC/BAC 等

パイロット対象企業（成長見込みのある中小企業（一部、大企業含む））

パイロット起業家

最終受益者：ガーナ国内の中小企業、起業家

(4) 総事業費（日本側）：7.28 億円（5 年間）

(5) 事業実施期間：2020 年 10 月～2025 年 9 月（予定）、全 60 か月

(6) 事業実施体制：

- ・ 国家小規模産業局（National Board for Small Scale Industries: NBSSI）：本事業の実施機関。
- ・ 貿易産業省（Ministry of Trade and Industry : MoTI）：NBSSI の監督機関。

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 短期専門家（合計約 116 MM）
総括／政策提言
企業支援モデル運用・制度化
カイゼン（高度・基礎カイゼン）
経営（企業診断、マーケティング戦略）
経営（企業診断、財務）
金融機関連携モデル検討・運用
- ② 長期専門家
起業促進
- ③ 本邦研修及び／または第三国研修
- ④ 機材供与：車両
- ⑤ プロジェクト活動経費

2) ガーナ側

- ① カウンターパート
Project Director（貿易産業省の副大臣）
Project Manager（NBSSI 局長）
Deputy Project Manager（NBSSI 副局長）等
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費
専門家執務スペース
プロジェクト活動に必要な経常経費
プロジェクト関連データ

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

- 中小企業振興支援プロジェクト（2005-2008 年）
「地場産業活性化計画」（2006-2008 年）
中小企業振興支援個別専門家派遣（2010-2012 年）
小零細企業向け BDS 強化による品質・生産性向上プロジェクト（2012-2015 年）（フェーズ I）
国家カイゼンプロジェクト（2015-2018 年）（フェーズ II）
金融アクセス改善手法検討にかかる情報収集・確認調査（2019-2020 年）
スタートアップ・起業家支援に係る情報収集・確認調査（2019-2021 年）

アフリカ地域起業家支援情報収集・確認調査（2019-2031年）（予定）

2) 他援助機関等の援助活動

アフリカ開発銀行および国際農業開発基金については、2.(3)で言及した地方企業プロジェクト（Rural Enterprise Programme：REP）を実施している。同プロジェクトは、BACを活用した地方の零細・小企業向けの技術支援やマイクロファイナンスアクセス支援などを中心に行っており、2017年にREP、NBSSI間で協力覚書（Memorandum of Cooperation）が締結され、カイゼンの普及展開活動のための予算提供等の支援が行われている。REPは2022年まで続くことから、本事業におけるカイゼンを含むBDS提供モデルの構築・運用においてもREPと積極的に連携する必要がある。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

カテゴリ分類：C

カテゴリ分類の根拠：「JICA環境社会配慮ガイドライン」に掲げる影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しないため。

2) ジェンダー分類：（GI）ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

<活動内容／分類理由>

ベースライン調査において、企業振興のためのエコシステムへの女性の参加状況を調査し、モニタリングシートで状況の変化を確認する予定。

4. 協力の枠組み

(1) 上位目標と指標

上位目標：ガーナにおいて企業振興のためのエコシステムが強化される。

(2) プロジェクト目標

プロジェクト目標：対象地域において企業振興のためのNBSSIの機能が強化される。

(3) 成果

成果1：BDS提供モデルが構築され、運用される。

成果2：金融機関との連携モデルが構築され、運用が促進される。

成果3：スタートアップ支援の質が向上する。

(4) 活動

（成果1関連）

活動1-1 企業のニーズに基づき、ガーナの企業成長に必要なBDS（カイゼンを含む）のメニューを整理する。

- 活動 1-2 BDS 提供者の基礎情報を整理、役割分担を明確にする。
- 活動 1-3 BRC/BAC の BDS 提供の業務フロー（内外の広報含む）を整備する。
- 活動 1-4 BDS 提供者と支援企業のモニタリング&評価メカニズムを開発・強化する。
- 活動 1-5 BDS 提供者との連携システム（①登録制度、②コスト・フィー制度等）案を作成する。
- 活動 1-6 上記などのシステムを活用した BDS 提供モデルを検討する。
- 活動 1-7 BRC/BAC 及び BDS 提供者が BDS を提供するための研修カリキュラム及び教材を整備する。
- 活動 1-8 BRC/BAC 及び BDS 提供者が BDS を提供するための研修（理論研修、OJT 先での実践研修）を実施する。
- 活動 1-9 NBSSI が BDS 提供者と連携するための研修カリキュラム及び教材を整備する。
- 活動 1-10 NBSSI が BDS 提供者と連携するための研修（理論研修、OJT 先での実践研修）を実施する。
- 活動 1-11 研修で育成された人材を活用して BDS 提供モデルをパイロット運用する。
- 活動 1-12 カイゼン普及展開を推進する。

（成果 2 関連）

- 活動 2-1 企業の金融アクセス状況や課題を分析する。
- 活動 2-2 連携可能な金融機関をリスト化する。また、金融機関が抱えている課題を分析する。
- 活動 2-3 金融機関との連携モデルを検討する。
- 活動 2-4 連携モデル運用のための研修教材を整備（連携モデル運用の業務標準フローの整備）する（NBSSI 本局、州事務所、BRC/BAC）。
- 活動 2-5 研修（理論研修、OJT 先での実践研修）をする。
- 活動 2-6 研修で育成された人材を活用して連携モデルをパイロット運用する。

（成果 3 関連）

- 活動 3-1 インキュベーター・アクセラレーターの現状分析・課題を整理する。
- 活動 3-2 スタートアップ支援の質的向上に向けたパイロット案を検討、実施し、検証する。

5. 前提条件・外部条件

（1）前提条件

- ・NBSSI が本プロジェクトにおいて必要な人員及び予算を継続的に確保する。

（2）外部条件（リスクコントロール）

- ・ 自然災害や治安悪化等の不測の要因によりプロジェクト活動の結果が著しい影響を受けない。
- ・ 本プロジェクトにおいて指導を受けた NBSSI 職員が離職しない。
- ・ ガーナ政府が中小企業に対する BDS 強化に向けた政策的枠組みを変更しない。

6. 評価結果

本事業は、ガーナの開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

過去のガーナ国における類似案件では OJT の実施に際し、企業情報の流出の懸念から OJT の受入れに難色を示す企業（特に大・中企業）が多かった。しかし、企業情報の守秘義務についてのレターの発行、カイゼンを導入するメリットの説明、OJT の実施時期を繁忙期と被らないように設定するなどの対策を講じることにより、小零細企業に加えて、複数の大・中企業からの OJT の受入れが実現した。また OJT 企業の中には、ガーナ国内で有名な企業も含まれており、プロジェクト活動の PR を効果的に行うことができた。

(2) 本事業への教訓

本事業においては、上記案件で実施されたカイゼンに加え、経営管理やファイナンス等に係る活動を実施するため、支援企業からより多くの情報を収集する必要がある、企業情報の守秘義務遵守がより重要になる。また、効果的な PR や、バリューチェーンを通じた BDS の効果波及の観点から、大・中企業への支援が重要になる。

したがって本事業では、これらの観点を踏まえて、支援企業（特に大・中企業）を選定し、事前説明会やヒアリングにより戦略的に協力体制を築くことに留意する。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。未定の目標値については、事業開始 1 年を目途に設定する。

(2) 今後の評価計画

- 事業開始 3 か月以内 : ベースライン調査
- 事業開始 3 年後 : 中間レビュー
- 事業終了 6 か月前 : 終了時評価
- 事業終了 3 か月前 : エンドライン調査
- 事業完了 3 年後 : 事後評価

9. 広報計画

(1) 当該案件の広報上の特徴

1) 相手国にとっての特徴

過去約 6 年間の技術協力プロジェクトによって導入され、ガーナ国内で知名度の高い「カイゼン」に加え、経営管理やファイナンス、スタートアップの支援などの新しい活動を実施することで、より包括的な企業支援体制を構築することができる。

2) 日本にとっての特徴

ガーナにおける「カイゼン」を含む BDS の広がりを日本ブランドの拡大として広報することができる。

また、スタートアップ支援の質の向上を通じ、日本企業とガーナのスタートアップ企業との連携が期待できることに加え、TICAD 7 における日本の取組で掲げられている「アフリカにおけるビジネス環境改善」及び「民間投資の拡大」が期待できる。

(2) 広報計画

- ・ 地元メディアへの情報提供。
- ・ 対象州内でオープンセミナーやワークショップを開催する際に、プロジェクトについての説明を併せて行う。
- ・ JICA ガーナ事務所の SNS に定期的に記事を掲載する。

案件概要表

技術協カプロジェクト 2019年03月15日 現在
主管区分：本部主管案件
農村開発部

案件名 (和) ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター連携強化プロジェクト
(英) Project for Enhancing Market-Based Agriculture by Smallholders and Private Sector Linkages in Kpong Irrigation Scheme

対象国名 ガーナ

分野課題1 農業開発-農業サービス(普及,研究,金融,農民組織等)

分野課題2

分野課題3

分野分類 農林水産-農業-農業一般

プログラム名 稲作振興・農業開発プログラム

援助重点課題 農業(稲作)

開発課題 農業・農村振興

プロジェクトサイト ポン灌漑地区(KIS) 約3,000ha

署名日(実施合意)(*) 2015年09月23日

協力期間(*) 2016年01月28日～2021年01月27日

相手国機関名(*) (和) ガーナ国食糧農業省、ガーナ灌漑開発公社
(英) Ghana Irrigation Development Authority, Ministry of Food and Agriculture

プロジェクト概要

・背景

ガーナ共和国(以下、「ガーナ」)においてコメは主要穀物の一つであり、国産米生産量は2004年から2013年の期間で、年間24万トンから57万トンに倍増した。しかし、近年の人口増加、都市化、食習慣の変化により、2000年から2010年の10年間で、1人当たりのコメの消費量は年間15.4kgから37.5kgに大きく増加し、2013年のコメの総消費量は百万トンに達しており、生産量は消費量には追いついていない。消費量と国内生産量の差は輸入米で補完しており、食糧安全保障及び外貨確保の観点か

ら、国内産のコメの生産増加及び安定的供給は、ガーナ政府にとって喫緊の課題である。

このためガーナ政府は「アフリカ稲作振興のための共同体 (Coalition for African Rice Development、以下、「CARD」)に参加し、2009年2月に「国家稲作開発戦略(National Rice Development Strategy、以下「NRDS」)を策定した。また、ガーナ政府はNRDSの実施促進を図るため、食糧農業省(以下、「MoFA」)を中心にタスクフォース等の実施体制を整備した。

NRDSは、開発の目標として、①国産米の年間10%の増産、②国産米の質の向上により、国産米の国内消費を増やす、③コメの副産物を活用する、④コメのバリューチェーンにある関係者の相互の情報共有とリンケージを強化する、の4点を掲げている。このうち目標の①を達成するには、天水稲作だけでは困難なことから、灌漑による稲作でも18万トンの生産量が見込まれている。しかし、2014年における灌漑地区での生産量は76,000トンと推定され、NRDSの灌漑稲作の生産目標に対して42%の達成状況にすぎず、生産性向上および生産面積の拡大が課題である(出典:NRDS)。

こうした中、同国では、ガーナ灌漑開発公社(以下、「GIDA」)がガーナ国全体の灌漑開発候補地の調査、施設設計・施工、灌漑(排水)地区の運営維持管理、農民に対する営農技術の普及を行ってきているものの、GIDAが管理する22の灌漑地区(8,841ha)では、灌漑施設の老朽化や不十分な維持管理等により灌漑率は60%程度にとどまっている。また、そのような状況下で農民からの水利費徴収率も50%程度にとどまり、徴収金を活用して施設の維持管理を行うこともできず灌漑施設が稼働できなくなるといった悪循環に陥っている(出典:Irrigation Service Charge and Recovery of Irrigation Project in Ghana, GIDA)。

灌漑開発のポテンシャルが高いアクラ平原においてGIDAは、1982年にポンダムを水源とする約3,000haのポン灌漑地区(Kpong Irrigation Scheme、以下「KIS」)を整備し、入植農家により結成されたオスドク農業組合(Osudoku Agricultural Co-operation Society、以下「OACS」)が灌漑施設の共同管理を行いつつコメを栽培してきたが、上述のとおり、水利費徴収が低迷する中での灌漑設備の非効率な利用、施設の改修の不備、灌漑農業に係る知識・技術の普及の不足といった問題から、コメの生産性・生産量が低迷している。

他方でKISにおいて近年、肥料・農薬会社が自社製品の販売促進の一環として収穫米を担保にした契約栽培を進めたり、同地域でのコメをブランド化する事業を進めたりするなど、民間企業が普及の役割を担う新しい動

きがあるものの、いまだ試行的な段階にとどまっている。

・上位目標

ガーナ国の灌漑地区における農業生産量が増加する。

指標：ガーナ国における灌漑農業生産量が2015年のXX万トンから2025年にはXX万トンに増加する。

・プロジェクト目標

ポン灌漑地区（KIS）において農業生産が増加する。

指標：KISにおける水利費徴収率が2015年のXX%から2020年にはXX%まで向上する2。

指標：KISにおける農業生産量が2015年のXX千トンから2020年にはX千トンに増加する。

・成果

1. KISにおける灌漑地区管理のためGIDAの能力開発計画が策定される。
2. オスドク農業組合の管理能力が強化される。
3. 稲作に係る生産性及び収益性が向上する。
4. KISに進出する民間企業が増加する。*

・活動

- 1-1. 既存の灌漑地区管理手法の効率性や有効性のアセスメントを行う。
- 1-2. 効率的な灌漑地区管理を阻害する要因を特定する。

・投入

・日本側投入

• 専門家：総括、組織強化／灌漑事業管理、市場志向型農業、水利組合育成、営農、プログラム運営、業務調整、その他必要な技術分野 計 200MM

- ・ 必要資機材（車両、事務機器、技術移転用機材等）
- ・ 研修：本邦及び第三国研修（灌漑・水管理、稲作技術、市場志向型農業等（年間3名程度）
- ・ プロジェクト活動費（研修実施経費等）

・相手国側投入

・ カウンターパート（プロジェクトマネージャー：GIDA-KIS 担当部局長、プロジェクトスタッフ：GIDA-KIS 担当部局スタッフ（約20名））

- ・ KIS における事務所スペース
- ・ プロジェクト活動費（カウンターパート・ファンド）

- ・ 外部条件
 - ・ OACS の法人格（法人としての権利能力）が変更されないこと。
 - ・ 国産米の価格が暴落しないこと。
 - ・ KIS 施設の改修が計画通りに実施されること。
 - ・ Scheme Management Entity (SME)が計画通りに機能すること。

実施体制

- ・ 現地実施体制

- ・ 国内支援体制 (*)

関連する援助活動

- ・ 我が国の援助活動

- ・ 他ドナーの援助活動

(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表

技術協カプロジェクト 2018年11月10日 現在
主管区分：本部主管案件
農村開発部

案件名 (和) 天水稲作持続的開発プロジェクトフェーズ2
(英) Sustainable development of Rain-fed Lowland Rice Production Project, PHASE TWO

対象国名 ガーナ

分野課題1 農業開発-稲作・その他穀物、根茎作物

分野課題2

分野課題3

分野分類 農林水産-農業-農業一般

プログラム名 稲作振興・農業開発プログラム

援助重点課題 農業（稲作）

開発課題 農業・農村振興

プロジェクトサイト アシヤンティ州、ノーザン州のうち、稲作栽培がさかんな35郡を対象とする。プロジェクト対象地域は、アシヤンティ州では同州の稲栽培面積の約80%、AEA数の約68%、稲作農家の約54%をカバーする20郡、ノーザン州では同州の稲栽培面積の約89%、AEA数の約62%、稲作農家の約76%をカバーする15郡が、両州農業局により選定された。

署名日(実施合意) (*) 2015年11月11日

協力期間 (*) 2016年05月15日 ~ 2021年03月31日

相手国機関名 (*) (和) ガーナ国食糧農業省作物サービス局
(英) Directorate of Crop Services, Ministry of Food and Agriculture

プロジェクト概要

・背景

ガーナ国（以下、「ガーナ」）においてコメは主要穀物の一つであり、コメの生産量は2004年から2013年の期間で、年間24万トンから57万トンに倍増した。一方、近年の人口増加、都市化、食習慣の変化により、2000

年から 2010 年の 10 年間で、1 人当たりのコメの消費量は年間 15.4kg から 37.5kg に大きく増加し、2013 年のコメの総消費量は 1 百万トンに達している。消費量と生産量の差はコメの輸入により補完しており、食糧安全保障及び経常収支改善の観点から、コメの生産増加及び安定的供給は、ガーナ政府にとって喫緊の課題である（出典：食糧農業省年次報告書 2013）。ガーナではコメ生産全体の 84%が天水を利用した稲作であるため、収穫は天候に大きく影響を受け、生産性も低い。また、コメ栽培農家の多くは、1ha 以下の零細・小規模農家であり、農家の栄養改善や収入向上のためには、単収の増加が大きな課題となっている（出典：食糧農業省年次報告書 2013）。

加えて、コメはガーナ国において比較的新しい農業作物であることから、収穫後処理や保蔵施設といったコメのバリューチェーンに関わる施設についても十分整備されておらず、これらの整備を通じて輸入米と競合できる品質・量を確保することが重要である。

こうした様々な課題はあるものの、コメ増産に向けた天水稲作の生産性向上に対するガーナ政府の期待は高く、JICA はガーナ政府と共に、天水に依存する農民の貧困削減にも資する技術協力プロジェクト「天水稲作持続的開発プロジェクト」（2009 年～2014 年）（以下、「フェーズ 1」）を実施した。フェーズ 1 では、コメ生産の中心地である中部のアシャンティ州及び北部のノーザン州から 9 郡をパイロット郡として選定し、天水稲作に係る営農・普及の改良技術に係る州・郡職員を研修トレーナーとして育成し、その能力向上に貢献した。また、普及員（Agricultural Extension Agents: AEAs）や農家への技術普及及びモニタリングシステムを構築し、それを「普及ガイドライン」としてとりまとめた。この結果、州・郡職員の研修実施能力やオーナーシップが強化され、デモ圃場で実証された適正営農技術を導入した農家においては肥料・農薬の資材投入なしに 1 トン/ha 以下であった収量が 2.5 トン/ha 以上、さらに農家によっては 3 トン/ha にまで上がり収入も向上するなど、目覚ましい成果があった。食糧農業省（以下、「MoFA」）は、フェーズ 1 のこうした成果を高く評価し、引き続き「普及ガイドライン」の活用促進及び改善、普及の質の維持と向上、さらに対象地域拡大によりコメ生産増を目指す、「天水稲作持続的開発プロジェクトフェーズ 2」を要請した。

・上位目標

国産米の生産量が増加する。

・プロジェクト目標

フェーズ1で策定された普及ガイドラインに基づく稲作方法が、アシャンティ、ノーザン両州の35郡に普及する。

・成果

1. 対象郡（MMDAs）のコメ普及計画策定及び普及予算算定能力が向上する。
2. 普及ガイドラインを使用した研修が対象MMDAsにおいて実施される。
3. 州農業局（RAD）及び郡農業局（DAD）のコメ普及計画に対するモニタリング、評価能力が向上する。
4. 普及ガイドラインが改訂される。

・活動

- 1.1 各対象郡（MMDAs）の計画策定プロセス及びその決定方法を調査する。
- 1.2 MMDAsのメンバーや行政官（郡コーディネーション・ダイレクター、郡農業局長、その他農業小委員会メンバー）に対し、プロジェクト枠組みやフェーズ1で作られた成果品を発表する。
- 1.3 MMDAsのメンバーや行政官に対して、ニーズ分析やリソース分析、計画、予算化、モニタリングに関する研修を実施する。
- 1.4 対象MMDAsの各郡評議会を支援し、郡コメ普及計画と予算案を策定する。
- 1.5 定期的な報告や会合を通じて、MMDAsと中央政府（食糧農業省、地方自治開発省）との関係を強化する。
- 1.6 計画や予算管理の進捗状況をレビューする。
- 1.7 前年の実施結果に基づき郡コメ普及計画及び予算案を更新する。
- 2.1 プロジェクト実施に適した候補谷地の自然条件を調査する。
- 2.2 対象コミュニティ及び農家を選定し、グループ分けする。
- 2.3 デモ圃場の整備を行う。
- 2.4 土地所有や営農、市場の状況、収穫後処理、ジェンダー等に関するベースライン調査を実施する。
- 2.5 普及ガイドラインに沿ってRADスタッフ、DADスタッフ、農民に対する研修を実施する。
- 3.1 食糧農業省及び／又は地方自治開発省を通じ、既存のモニタリングシステムを活用してモニタリング活動を行う。

- 3.2 既存のモニタリングシステムやツールの有効性や効率性を検証する。
- 3.3 フィールドレベルから国レベルまでのモニタリング・報告の枠組みを改善する。
- 3.4 モニタリング・報告の様式（定量・定性データを含む）とツールの形式を改善する。
- 3.5 RAD スタッフや DAD スタッフに対し、モニタリングや評価の実施に関する研修を実施する。
- 4.1 普及活動のモニタリングを通じ、農家にとって適用が困難な技術を特定する。
- 4.2 上記の難点が生じる理由を評価する。
- 4.3 普及ガイドラインに盛り込まれたそれぞれの技能が修正必要か検証する（例、女性に特化した技術）
- 4.4 体験学習的プロセスを通じてより適切な技能を開発する。
- 4.5 普及ガイドライン及び研修教材を改訂する。
- 4.6 他の MMDAs に対し普及ワークショップやPR活動を計画・実施する。
- 4.7 国家コメ政策に普及ガイドラインを主流化できるよう食糧農業省を支援する。

・投入

・日本側投入

専門家：総括、普及、評価・モニタリングシステム、地方行政、稲作栽培、業務調整、その他必要な技術分野
必要資機材（車輛、バイク、収穫後処理用機材、精米機等、事務機器）
研修：本邦及び第三国研修（稲作、農民組織化、収穫後処理）

・相手国側投入

カウンターパート
食糧農業省作物サービス局長（プロジェクトダイレクター）、アシャンティ州・ノーザン州農業局長（プロジェクトマネージャー）、プロジェクト調整ユニット、郡農業局（フィールド事業担当者、普及員）
アシャンティ州、ノーザン州の事務所スペース
カウンターパート・ファンド

・外部条件

北部州をはじめとしたガーナの治安が悪化しないこと。

国内の稲作振興政策が変更されないこと。
地方分権の政策・制度が変更されないこと。
中央政府から郡政府に委譲された権限と責任が維持されること。
トレーニングを受けた農民が移住してしまわないこと。
国産米の価格が暴落しないこと。
気候が急激に変化しないこと。

実施体制

・ 現地実施体制

・ 国内支援体制 (*)

関連する援助活動

・ 我が国の援助活動

本事業では、「稲作振興・農業開発プログラム」に位置付けられる「ポン灌漑地区における小規模農家市場指向型農業支援・民間セクター連携強化プロジェクト」「農業民間投資に向けたアグリビジネス能力強化支援」「小規模農家機械化促進」とのプログラムアプローチに基づいた連携を行っていく。具体的には、プロジェクト間で課題を共有しながら、各プロジェクトの活動がコメの生産性と品質の向上に寄与し、コメのバリューチェーンの改善に向けて、相乗効果が発揮されるよう実施することが期待される。

・ 他ドナーの援助活動

AFD が支援する「Rice Sector Support Project (RSSP) Phase II」の対象地（ノーザン州 West Mamprusi 郡）や、WFP が実施する P4P プログラムの支援対象農民に対し、フェーズ 1 で策定された「普及ガイドライン」を活用した稲作栽培技術普及研修を実施した。フェーズ 2 においても引き続き JICA による農民向け技術支援と他ドナー支援事業の連携が期待される。

(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表（専門家）

派遣国名	ガーナ国
協力対象国名	ガーナ国
指導科目	カカオ品質管理検査
指導科目（英）	Quality Control Inspection
配属機関	ガーナココボード
配属機関（英）	Ghana Cocoa Board/Quality Control Company
任地 ※全角カナ	アクラ
派遣予定 M/M	12.0 M/M

要請背景

ガーナ国において、カカオ豆の生産は基幹産業であり、金に並ぶ二大輸出産品として外貨の重要な収入源である。国内におけるカカオ豆の生産量は大幅な増加を示しており、2015 年はコートジボワールに続き、世界第 2 位の生産量（80 万トン以上）であった。一方、日本において 2006 年に残留農薬ポジティブリスト制度が施行された後、ガーナ産カカオ豆輸入量の 30%から残留基準を超過した農薬が検出され、輸入を担う日本企業の利益を圧迫した。

ガーナにおけるカカオ豆の品質管理はガーナココボード（Ghana COCOBOD）で実施され、船積み前の残留農薬検査に関しては、下部機関であるココボード品質管理部門（QCC：Quality Control Company）が実施しているが、当時は機材整備が不十分であった他、保有していた分析機器についても使いこなせておらず、検査が満足に行えない状況にあった。係る状況の下、2014 年 2 月～2017 年 3 月に技術協力個別案件（専門家及び研修）を実施し、QCC におけるカカオ豆残留農薬分析の検査体制・能力向上に取り組んだ。

ガーナ産カカオ豆は、2006 年以降連続して、輸入時に日本の残留基準を超過した農薬が検出されたことから、食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく厚生労働大臣の検査命令¹（輸入届出ごとの全ロットについての検査の義務付け）の対象となっているが、これまでの協力により、QCC スタッ

¹ 輸入時の自主検査やモニタリング検査、国内流通段階での収去検査等において法違反が判明するなど、法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対し、輸入の都度、検査の実施を命じる制度。

フは検査対象となった項目及び今後問題となる可能性のある項目を含む、残留農薬の多成分一斉分析法の技術を習得した。また、本邦研修を通じて輸入食品の検疫体制・業務への理解を深めるとともに、試験室の運用管理体制の改善にも取り組んできた。係る協力により、QCCにおけるカカオ豆の残留農薬検査体制・能力向上に関し、一定の成果が達成され、安定した輸出検査体制が整備されつつある。

一方で、ガーナ国の主要外貨獲得産品であるカカオ豆の国際市場への安定的な供給及び安全性の確保に向けては、残留農薬に加え、輸出向けカカオ豆のカビ毒や重金属混入に対する検査技術向上及びカカオ豆流通過程におけるモニタリング体制構築など、品質管理における新たな課題が発生している。さらに、2016年10月に開所した新しい検査施設への移設にあたっては、蓄積された技術やノウハウを活用し、継続的な輸出前検査の実施及びラボ運営管理体制のさらなる強化が必要であることから、ガーナ政府は技術協力を我が国に要請した。

派遣の目的

1. 新規分析項目に係る技術指導（分析技術指導、機器メンテナンス指導、試験法の開発）を行う。
2. 分析管理のシステム化の指導（試験法の標準作業手順書（SOP）の作成とカスタマイズ化指導）を行う。
3. 輸出前検査における残留農薬分析の分析方法改善指導を行う。
4. カカオ流通過程における残留農薬、カビ毒、重金属等を中心としたモニタリング体制構築の支援を行う。
5. 国内の農薬管理体制強化に向けた情報収集・提供及び関係機関との連携構築に取り組む。
6. ラボ運営管理体制の強化及び改善に係る技術指導及び提言を行う。

期待される成果

1. QCCにおける分析項目が拡大する。
2. QCCにおける輸出前検査（残留農薬分析）の信頼性が向上する。
3. QCCにおけるラボ運営管理体制・能力が向上する。

活動内容

- 1-1. 優先2項目（カビ毒及び重金属）分析のための機器基本操作と維持管理の技術指導を行う。

- 1-2. 分析方法開発の技術指導を行う。
- 2-1. 残留農薬分析のための分析方法改善指導（迅速化や効率化など）を行う。
- 2-2. 残留農薬、カビ毒、重金属のモニタリング体制構築支援を行う。
- 2-3. カカオ豆の生産、流通、保管段階での農薬適正使用の現地調査を行う。
- 2-4. 市場ニーズに合わせたカカオ豆生産及び流通システム構築可能性にかかる現地調査を行う。
- 3-1. 内部精度管理トレーニング（在庫管理、SOPの改正、ラボの動線分析と改善など）を行う。

案件概要表

個別案件（専門家）

2019年03月14日 現在

主管区分：本部主管案件

農村開発部

案件名	(和) カカオ品質管理能力強化 (英) Strengthening the Capacity for Quality Control of Cacao
対象国名	ガーナ
分野課題 1	農業開発-園芸・工芸作物
分野課題 2	
分野課題 3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	産業振興プログラム
援助重点課題	その他
開発課題	その他
プロジェクトサイト	QCC（アクラ州/テマ）
署名日(実施合意) (*)	
協力期間 (*)	2017年07月1日 ~ 2019年06月30日
相手国機関名 (*)	(和) 品質管理部門、ガーナココボード (英) Quality Control Company Ltd, Ghana Cocoa Board

プロジェクト概要

・背景

ガーナ国において、カカオ豆の生産は基幹産業であり、金に並ぶ二大輸出品として外貨の重要な収入源である。国内におけるカカオ豆の生産量は大幅な増加を示しており、2015年はコートジボワールに続き、世界第2位の生産量（80万トン以上）であった。一方、日本において2006年に残留農薬ポジティブリスト制度が施行されて以降、ガーナ産カカオ豆輸入量の30%から残留基準を超過した農薬が連続的に検出されたことから、検査命令の対象となっている。

ガーナにおけるカカオ豆の品質管理はガーナココボード（Ghana COCOBOD）で実施され、船積み前の残留農薬検査に関しては、下部機関であるココボード品質管理部門（QCC：Quality Control Company）が実施

しているが、検査命令の対象となった当時は機材整備が不十分であった他、保有していた分析機器についても使いこなせておらず、検査が満足に行えない状況にあった。かかる状況の下、2014年2月～2017年3月に技術協力個別案件（専門家及び研修）を実施し、QCCにおけるカカオ豆残留農薬分析の検査体制・能力向上に取り組んだ。

これまでの協力により、QCCスタッフは検査対象となった項目及び今後問題となる可能性のある項目を含む、残留農薬の多成分一斉分析法の技術を習得した。また、本邦研修を通じて輸入食品の検疫体制・業務への理解を深めるとともに、試験室の運用管理体制の改善にも取り組んできた。係る協力により、QCCにおけるカカオ豆の残留農薬検査体制・能力向上に関し、一定の成果が達成され、安定した輸出検査体制が整備されつつある。

一方で、ガーナ国の主要外貨獲得産品であるカカオ豆の国際市場への安定的な供給及び安全性の確保に向けては、残留農薬に加え、輸出向けカカオ豆のカビ毒や重金属混入に対する検査技術向上及びカカオ豆流通過程におけるモニタリング体制構築など、品質管理における新たな課題が発生している。さらに、2016年10月に開所した新しいQCCの検査施設への移設にあたっては、蓄積された技術やノウハウを活用し、継続的な輸出前検査の実施及びラボ運営管理体制のさらなる強化が必要であることから、ガーナ政府は技術協力を我が国に要請した。

・上位目標

・プロジェクト目標

- 1.新規分析項目に係る技術指導（分析技術指導、機器メンテナンス指導、試験法の開発）を行う。
- 2.試験法及び分析機器操作の標準作業手順書（SOP）の作成とカスタマイズ化の指導を行う。
- 3.輸出前検査における残留農薬分析の分析方法改善指導及び分析機器の維持管理指導を行う。
- 4.カカオ流通過程における残留農薬、カビ毒、重金属等のサンプリング調査分析の支援を行う。
- 5.国内の農薬管理体制強化に向けた情報収集・提供及び関係機関との連携構築に取り組む。
- 6.ラボ運営管理体制の強化及び改善に係る技術指導及び提言を行う。

・ 成果

1. 優先 2 項目（カビ毒（オクラトキシン、アフラトキシン）、重金属（カドミウム、水銀））の分析が可能となる。
2. 輸出前検査における優先 4 項目（シペルメトリン、デルタメトリン、フェンバレレート、イミダクロプリド）の残留農薬分析が継続して適切に実施される。
3. 対象地域のカカオ豆について、残留農薬、カビ毒、重金属のサンプリング調査分析のデータが蓄積され、農家や倉庫での効果的な農薬散布に貢献する。
4. ISO17025 に基づいてラボマネジメントができる。

・ 活動

- 1-1. 優先 2 項目（カビ毒及び重金属）分析のための機器基本操作と維持管理の技術指導を行う。
- 1-2. 分析方法開発の技術指導を行う。
- 2-1. 残留農薬分析のための分析方法改善指導（迅速化や効率化など）を行う。
- 2-2. 分析機器の維持管理及びメンテナンス指導を行う。
- 3-1. 対象地域のカカオ豆について、残留農薬、カビ毒、重金属のサンプリング調査分析手法の指導を行う。
- 3-2. 3-1 の結果・データの管理方法の指導及び関係部局へのフィードバックを行う。
- 3-3. カカオ豆の生産、流通、保管段階での農薬適正使用及び市場ニーズに合わせたカカオ豆生産・流通システム構築可能性等に関する現地調査を行う。
- 4-1. 内部精度管理トレーニング（在庫管理、SOP の改正、ラボの動線分析と改善など）を行う。

・ 投入

- ・ 日本側投入
 - (i) 専門家
 - (ii) 専門家活動経費
- ・ 相手国側投入
 - (i) ラボ運営維持経費

- (ii) プロジェクト活動に必要な車両
- (iii) ローカルコスト
- (iv) 消耗品調達

- ・ 外部条件

プロジェクトサイト（新設ラボ）が予定通り開所され、通常通りの分析検査業務が行われること。

実施体制

- ・ 現地実施体制

Responsible Agency : COCOBOD

Implementing Agency : Quality Control Company Ltd(COCOBOD の品質管理部門)

Total overall budget of QCC = GHc127,605,650

Total overall staff strength of QCC = 2,100

- ・ 国内支援体制 (*)

関連する援助活動

- ・ 我が国の援助活動

1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA

N/A

2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc.

N/A

- ・ 他ドナーの援助活動

(*) 該当する場合のみ記載